

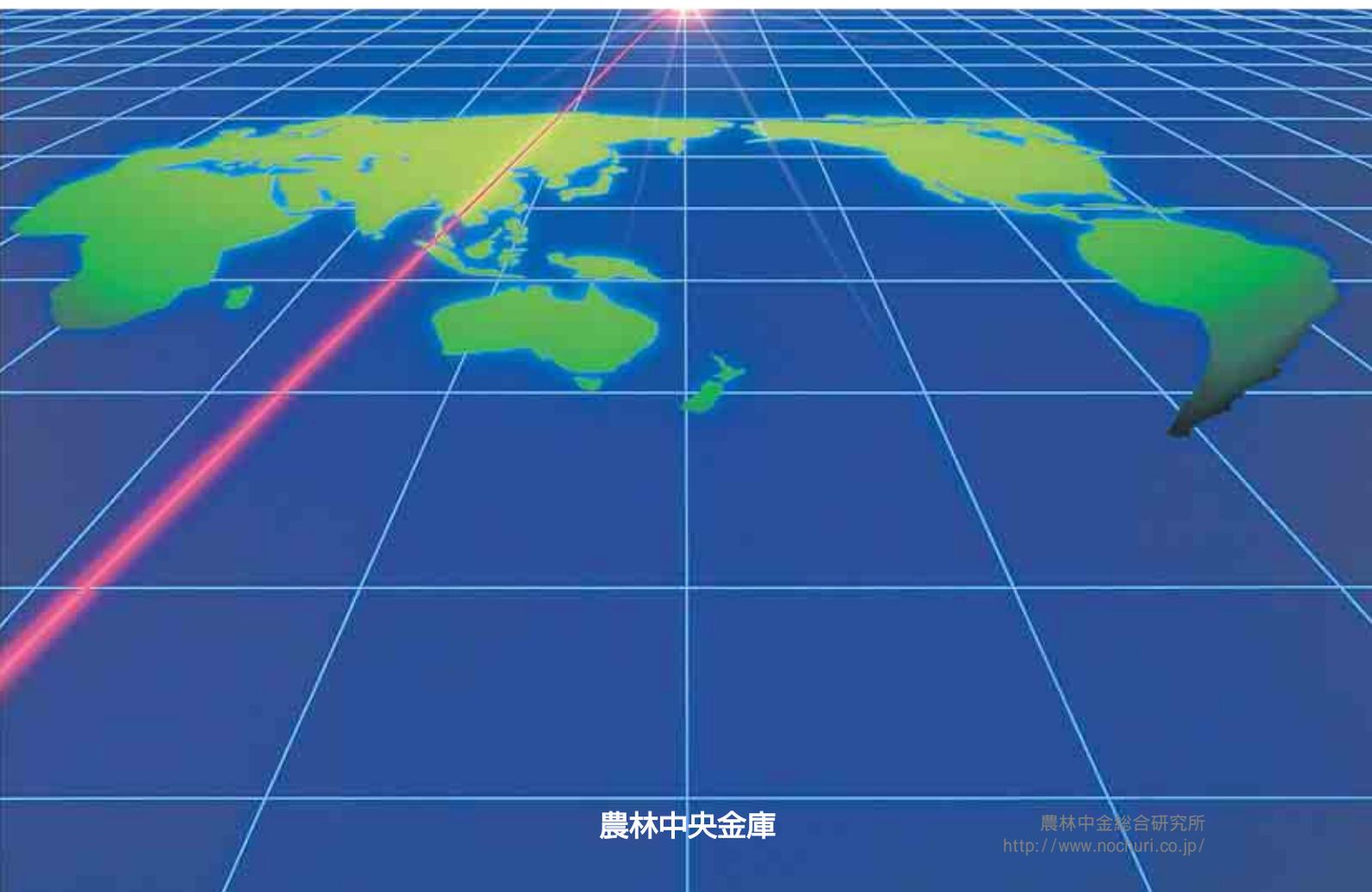
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2015 **6** JUNE

漁業・林業の再生に向けて

- 宮城県内の水産加工業の復旧状況と協同組合の貢献
 - 高齢漁業者の操業実態と政策課題
 - 国産丸太輸出の伸長要因と競争力



「戦後レジーム」と米国との距離感

「戦後レジームからの脱却」を掲げ憲法改正を目指す安倍政権は、戦後70年目にあたる今年、安全保障法制の改正案を示し、国会での審議が始まった。

戦後の日本では、米国（GHQ）の占領統治下で民主的改革が進められ、日米安全保障条約のもとで経済成長を遂げたため、戦時中に米国による空襲・原爆投下で多大な被害を受け、「60年安保」の大騒動があったにもかかわらず、日本国民は概ね親米的であり、日本はこれまで日米安保体制を見直すことなく維持してきた。今年4月に行われた日米首脳会談の共同声明では、日米関係を「不動の同盟」と表現した。

しかし、日米関係の歴史を振り返ってみると、その出発点であるペリー来航からして黒船での威嚇であったし、その結果結ばれた日米修好通商条約は日本の関税自主権を奪う不平等条約であり、その後の日本外交の最大の課題はこの不平等条約の改正であった。また、占領統治終了とともに締結された日米安全保障条約によって日本は米国に基地を提供し、現在も沖縄を中心に多くの負担をかける状態が続いている。

その後の日米関係においても、米国が日本に制度改革を迫る構図が続いており、それが集中的に現れたのが日米構造協議（1989～90年）であった。さらに、米国は94年から15年間、毎年日本に「年次改革要望書」を送り付け、一部の論者はこの間に行われた規制改革を「ワシントン発の構造改革」（萩原伸次郎）、「姿なき占領」（本山美彦）と評したが、TPP交渉も同じ構図にあると指摘できよう。

第二次大戦後、国連、IMF、世界銀行の本部が米国にあることに象徴されるように、米国を中心とした世界秩序（パクス・アメリカーナ）が形成された。しかし、近年中国の台頭等によって米国一極体制は揺らぎつつあり、財政赤字が続くなかで米国は軍事費削減を進めており、ドル基軸通貨体制もいずれは弱体化していくであろう。さらに、ピケティ（『21世紀の資本』）や堤未果（『貧困大国アメリカ』）が指摘するように米国内では格差拡大が深刻化しており、今後ヒスパニック系、アフリカ系、アジア系が米国民の多数派になることが見込まれるなかで、米国は内政のかじ取りが難しくなっている。

TPPは、こうした状況に陥っている米国がアジア太平洋地域における地位を維持・強化しようとする米国の戦略であると理解することができ、日本は米国の利益を優先する戦略に無批判に乗るべきではない。一方中国は、AIB設立に表れているように米国を中心とする世界体制を修正しようとしており、日本はこうした世界の構造変化を見据え、これまでのような米国追従の外交姿勢を改め一定の距離感をもって米国と向き合うべきであろう。

アジアの秩序はアジアの国自身によって構築されるべきであり、そのためにも日本は戦前・戦中の歴史を直視し、東アジア地域の安定のため中国、朝鮮半島、ロシアとの関係を再構築することが必要であろう。

（株）農林中金総合研究所 取締役基礎研究部長 清水徹朗・しみず てつろう）

今月のテーマ

漁業・林業の再生に向けて

今月の窓

「戦後レジーム」と米国との距離感

(株)農林中金総合研究所 取締役基礎研究部長 清水徹朗

宮城県内の水産加工業の復旧状況と協同組合の貢献

亀岡鉦平 — 2

高齢漁業者の操業実態と政策課題

帝京大学 経済学部 地域経済学科 教授 加瀬和俊 — 16

国産丸太輸出の伸長要因と競争力

安藤範親 — 32

漁協による地元消費者との接点づくり

——2014年度漁協アンケート調査結果から——

田口さつき — 42

情勢

人工林皆伐と再生林の動向

——第27回森林組合アンケート調査結果から——

一般財団法人 農村金融研究会 調査研究部長 田代雅之 — 51

談話室

漁業者視点の「浜の活力再生プラン」の
実践で水産日本の復活へ

全国漁業協同組合連合会 常務理事 大森敏弘 — 30

統計資料 — 58

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

宮城県内の水産加工業の復旧状況と 協同組合の貢献

研究員 亀岡鉦平

〔要 旨〕

被災地域の水産業の復旧のためには、漁業生産が復旧するだけでなく、水産加工業の復旧が不可欠である。しかし、現状、水産加工業の復旧は遅れており、①水産物の水揚量・金額と比べた遅れ、②生産能力の回復に対する売上回復の遅れ、③他業種と比べた場合の遅れの3点が特徴である。また、現在は販路の回復が特に大きな課題となっている。

被災県の一つである宮城県に関して、特に水産加工業の中心地である石巻市、女川町、塩釜市、気仙沼市の復旧状況を整理すると、復旧状況には地域差があることがわかる。これは、従前の水産加工業の内容、被害の程度、水産加工団地の有無、地盤のかさ上げ対応のあり方といった諸点の差異によるものである。

水産加工業の復旧においては、協同組合組織が重要な役割を果たしている。設備の復旧にあたっては、石巻市の場合、水加協が果たした役割が大きかった。販路の回復に関しても、加工業者が結成した協同組合が効果的な取組みを行っている例が気仙沼市において見られる。

販路の回復に向けては、ビジネスマッチング事業や商談会のような地道な取組みを積み重ねていく必要があり、この点において、行政、商社、金融機関と連携して協同組合が果たすべき役割は大きい。

目 次

- | | |
|------------------------|--------------------|
| はじめに | (5) 気仙沼市 |
| 1 被災地における水産加工業の復旧状況 | (6) 地区間の比較 |
| (1) 水揚量・金額と比べた回復の遅れ | (7) 復旧を制約する販路 |
| (2) 生産能力の回復に対する売上回復の遅れ | 3 2つの事例にみる協同組合の役割 |
| (3) 他業種と比べた場合の遅れ | (1) 加工施設の復旧 |
| 2 主要4地区の特徴と復旧状況 | —石巻市の2つの水産加工業協同組合— |
| (1) 事業所数・従業者数 | (2) 販路回復への取組み |
| (2) 石巻市 | —気仙沼鹿折加工組合— |
| (3) 女川町 | おわりに |
| (4) 塩釜市 | |

はじめに

東日本大震災から4年を経て、被災地では漁業生産のために必要な漁船や養殖いかだ等の設備は回復しつつある。一方で、水産加工業に目を向けると、復旧のテンポには遅れが見られる。この背景には、地盤のかさ上げ工事による生産再開の遅延、生産停止による販路の喪失といった事情がある。

地域漁業の復旧のためには、漁業生産の復旧だけでなく、水産加工業の復旧が不可欠である。しばしば「産地加工^(注1)」と称されるように、水産加工業は単に加工業であるだけでなく、産地市場における用途別処理配分機能、すなわち産地市場機能の一部を担っている。したがって、水産加工業の復旧の遅れは産地市場の機能不全につながるものであり、ひいては魚価の低下につながりかねない。

そこで本稿では、被災地の水産加工業の状況を正確に把握するため、2014年6月、10月、12月に行った現地調査に基づき、宮城県内の主要な水産加工地域について復旧の現状を整理する。まず被災5県（青森・岩手・宮城・福島・茨城）全体の水産加工業の回復の遅れについて述べたうえで、県内の水産加工業の中心地である石巻市、女川町、塩釜市、気仙沼市の4市町の特徴をまとめ、地区間の比較を行う。

次に、水産加工業の復旧においては、協同組合組織が重要な貢献を果たしていることから、2つの現地事例により、その成果と意

義を確認する。最後に、水産加工業の復旧に向けた今後の課題について検討を加える。

(注1) 産地加工概念については、廣吉勝治・佐野雅昭編著(2009)『ポイント整理で学ぶ水産経済第2版』(北斗書房)232頁および233頁(廣吉勝治執筆部分)参照。

1 被災地における水産加工業の復旧状況

震災前(10年)において、宮城県は、生鮮冷凍水産物、焼・味付のり、ねり製品、冷凍食品、塩蔵品といった品目において、全国的に大きな生産量シェアを占めており、出荷額に関しても、宮城県は全国の約8%を占めていた(第1表)。しかし、12年時点での数値をみると、いずれも震災前を大幅に下回っている。

宮城県を含む被災地の水産加工業の回復の遅れは、①水産物の水揚量・金額と比べ

第1表 宮城県の陸上加工品目別生産量、水産食料品製造業出荷額(従業者4人以上の事業所)

(単位 千トン、十億円、%)

| | 陸上加工品目別生産量 (カッコ内は全国シェア) | | | | | 水産食料品製造業出荷額 (カッコ内は全国シェア) |
|-----|----------------------------|-----------------|-------|--------|-------|-----------------------------|
| | 生鮮冷凍水産物 | 焼・味付のり (百万枚) | ねり製品 | 冷凍食品 | 塩蔵品 | |
| 10年 | 253(16) | 316(4) | 50(9) | 31(11) | 17(9) | 258(8) |
| 11 | 31(2) | 115(2) | 21(4) | 7(3) | 6(3) | 92(3) |
| 12 | 63(5) | 145(2) | 33(6) | 7(3) | 7(3) | 140(5) |

資料 「陸上加工品目別生産量」は、農林水産省「水産加工統計調査」各年
「水産食料品製造業出荷額」は、10、12年は経済産業省「工業統計調査」、11年は経済産業省「平成24年度経済センサス活動調査結果(製造業)」

(注)1 「陸上加工品目別生産量」につき、「個人、法人又はその他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの」は含まない。
2 「水産食料品製造業」は、「水産缶詰・瓶詰製造業」「海藻加工業」「水産練製品製造業」「塩干・塩蔵品製造業」「冷凍水産物製造業」「冷凍水産食品製造業」「その他の水産食料品製造業」の総体を指す。

た遅れ、②生産能力の回復に対する売上回復の遅れ、③他業種と比べた場合の遅れ、という3点から特徴を把握できる。以下これらの点について、既存の統計およびアンケート結果等に基づき確認する。

(1) 水揚量・金額と比べた回復の遅れ

宮城県における魚市場の取扱状況と水産加工業の状況を示したのが第2表である。魚市場における13年の取扱数量は震災前(08年)の70%弱、取扱金額は80%強である。これに対して、同じく冷凍・冷蔵施設数70%弱、水産加工工場数70%弱、水産加工場の従業者数60%強、水産加工品生産量50%弱にとどまっている。このように、水産加工業の回復水準は、水産物の水揚げの回復水準に比べて総じて低位である。この点に関しては、①行政が水揚げの回復を優先する傾向があったこと、②加工業の復旧に際しては、復旧方針策定、土地利用方針の調整、資金確保に時間を要すること等がその要因となっている。

(2) 生産能力の回復に対する売上回復の遅れ

全国水産加工業協同組合連合会が被災5

第2表 宮城県における魚市場、冷凍・冷蔵施設、水産加工業の震災前後の比較

(単位 千トン、十億円、人)

| | 魚市場 | | | 冷凍・冷蔵施設数 | 水産加工業 | | |
|-----|-----|------|------|----------|-------|--------|-----|
| | 市場数 | 取扱数量 | 取扱金額 | | 工場数 | 従業者数 | 生産量 |
| 08年 | 11 | 470 | 149 | 268 | 439 | 14,015 | 482 |
| 13 | 10 | 318 | 125 | 183 | 293 | 8,644 | 232 |

資料 農林水産省「2013年漁業センサス」
(注) 「生産量」は、焼・味付けのり以外。

県の水産加工業者を対象に行った「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート(第2回)」(15年2月公表)によると、生産能力が震災前の8割以上に回復したと回答した業者が全体で50%いるのに対して、売上が8割以上に回復したと回答した業者は40%にとどまっている。前回(第1回)アンケート(14年4月公表)においても、生産能力が8割以上に回復したと回答した業者が全体で41%いたのに対して、売上が8割以上に回復したと回答した業者は28%という結果であり、売上の回復が生産能力の回復を下回る状態が続いていることがわかる。

また、同アンケートにおいて復興にかかる問題点として挙げられたものの割合をみると、「施設の復旧」が13%であるのに対し、「販路の確保・風評被害」が31%、「人材の確保」が25%、「原材料の確保」が19%であり、いずれも「施設の復旧」を上回る回答割合である。この結果から、被災県において、復旧のための課題がハード面の復旧を経てソフト面にシフトしていることが読み取れる。

また、各課題の具体的内容として挙げられたもののうち最も割合が高かったものは、それぞれ、「販路確保で必要とされる施策」については「既存の販売チャネル以外における販売」、「人材確保の問題点」については「募集しても集まらない」、「原材料確保の問題点」については「原材料価格の高騰」であった。これらの結果からは、①従来の販路を喪失したために新しい販路を開拓せ

ざるを得ない状況にあること、②人手が不足していること、③水産加工業に不可欠な原材料が高値であることが生産回復の足かせとなっていることがわかる。

(3) 他業種と比べた場合の遅れ

水産業以外の他業種と比べても水産加工業の回復は遅れている。業種ごとの売上の回復水準に関するアンケートである復興庁「復興の現状」（14年12月、グループ補助金交付先を対象とする）によると、14年時点で震災前と比較して売上が「変化なし」または「増加」と回答した割合が高い業種上位3種は、建設業（71.5%）、運送業（48.3%）、旅館・ホテル業（36.8%）である。それに対して、最も低いのが水産・食品加工業（19.4%）である。

2 主要4地区の特徴と復旧状況

ここでは、宮城県下の主要産地である4市町（石巻市、女川町、塩釜市、気仙沼市）について、現地調査の結果も適宜踏まえながら、復旧の状況と制約要因をさらに詳細に整理する。4市町それぞれについて、①震災前の水産加工業の内容・特徴、②震災前における水産加工団地の有無および被害の程度、③水産加工品生産状況（数量・金額）・冷凍冷蔵関係設備数の推移、④魚市場の水揚状況をまとめたうえで、地区間の比較により復旧の速度

を左右する要因を検証する。

(1) 事業所数・従業者数

水産加工業を含む食料品製造業の事業所数・従業者数に関して、今回取り上げる4市町の状況をまとめると、水産加工業が被った被害が相対的に小規模であった塩釜市を除き、事業所数・従業者数は、震災前（10年）の40%から50%強程度（13年）という状況である（第3表）。

(2) 石巻市

a 水産加工業の特徴

石巻市は特定第三種漁港の石巻漁港と第三種漁港の渡波漁港を有し、水揚げの中心はサバ、イカ等の多獲性魚種・大衆魚である。市内には魚町地区、渡波地区、湊地区の3つの水産加工地区があり、そのうち魚町地区は市場後背地に大規模な水産加工団地を構えている。また、魚町地区には石巻市水産加工業協同組合（水加協）、渡波地区には渡波水加協があり、共同利用施設の運営を行っている。石巻市の主要な水産加工

第3表 4市町食料品製造業の推移

(単位 所、人)

| | 石巻市 | | 女川町 | | 塩釜市 | | 気仙沼市 | |
|--------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| | 事業所数 | 従業者数 | 事業所数 | 従業者数 | 事業所数 | 従業者数 | 事業所数 | 従業者数 |
| 09年 | 175 | 4,508 | 54 | 1,299 | 100 | 2,690 | 132 | 3,945 |
| 10 | 167 | 4,381 | 53 | 1,303 | 99 | 2,765 | 126 | 3,849 |
| 11 | 59 | 1,414 | 21 | 458 | 77 | 2,213 | 43 | 1,440 |
| 12 | 87 | 2,204 | 19 | 494 | 92 | 2,793 | 62 | 1,368 |
| 13 | 94 | 2,163 | 21 | 506 | 95 | 2,732 | 65 | 1,565 |
| 復旧率(%) | 56 | 49 | 40 | 39 | 96 | 99 | 52 | 41 |

資料 経済産業省「工業統計調査」各年、11年は経済産業省「平成24年度経済センサス活動調査結果(製造業)」

(注) 1 女川町のみ製造業全体の数値。

2 「復旧率」は、10年時に対する13年時の割合。

品は、主に冷凍食品、塩蔵品、水産飼肥料、ねり製品であり、地元水揚の原材料を多く利用している。特に業務用の一次加工品の比重が大きい点が特徴である。それゆえに、最終製品に対する付加価値の付与・ブランド化といった方法で販路の回復を図ることが難しい業者が多く存在する^(注3)。冷凍サバは大手水産食品業者に納入されるものが多く、エジプト向けに輸出されるものもある。震災前はオキアミの煮干し製品を韓国向けに輸出していた業者も存在した。

(注2) 第三種漁港とは「その利用範囲が全国的な」漁港（漁港漁場整備法第5条）であり、漁業生産上重要な位置づけにある漁港である。特定第三種漁港とは、「第三種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの」（同第19条の3第1項）であり、第三種漁港の中でも特に重要性の高い漁港のことである。また、渡波漁港に関しては、水揚機能は復旧されるが、魚市場は復旧されない予定である。

(注3) その一方で、ブランド性・付加価値を備えた最終製品を取扱う業者も少なくなく、復旧後、大手量販店等への納入を再開している例も見られる。

b 生産高と冷凍冷蔵関係設備数の推移

13年における水産加工品目別の生産状況を見ると、09年対比で数量約50%、生産額約55%まで回復している。なお、調味加工品は落ち込みが目立ち、他の品目とは異なり12年から13年にかけても数量・金額とも大幅に減少している（第4表）。

冷凍冷蔵関係施設に関しては、冷凍・冷蔵施設の回復に遅れが目立つ（第5表）。これに対して製氷・貯氷施設の回復が早かったのは、水揚げされた漁獲物の処理に氷が

第4表 石巻市における品目別生産状況

(単位 千トン, 百万円)

| | | 08年 | 09 | 12 | 13 |
|--------------------|----|--------|--------|--------|--------|
| 総計 | 数量 | 100.8 | 108.7 | 48.1 | 54.2 |
| | 金額 | 50,958 | 52,617 | 30,441 | 28,888 |
| うち 冷凍食品 (冷凍加工品) | 数量 | 26.7 | 25.5 | 18.2 | 18.0 |
| | 金額 | 16,370 | 16,186 | 12,400 | 13,088 |
| 塩蔵品 | 数量 | 18.0 | 16.5 | 5.2 | 4.8 |
| | 金額 | 10,301 | 9,467 | 4,897 | 4,516 |
| 水産飼肥料 | 数量 | 14.9 | ... | 10.1 | 16.2 |
| | 金額 | 1,233 | ... | 1,094 | 1,985 |
| ねり製品 | 数量 | 8.0 | 9.6 | 3.3 | 2.8 |
| | 金額 | 5,822 | 6,551 | 4,827 | 4,489 |
| 調味加工品 | 数量 | 7.4 | 5.9 | 1.7 | 1.2 |
| | 金額 | 6,442 | 6,721 | 2,488 | 894 |

資料 石巻市「石巻市統計書」

(注) 10～11年は東日本大震災の影響によりデータ収集不能。

第5表 石巻市冷蔵設備等

| | 冷凍施設 | | 冷蔵施設 | | 製氷施設 | | 貯氷施設 | |
|-----|------|----------|------|---------|------|--------|------|--------|
| | 工場数 | 能力(トン/日) | 工場数 | 能力(トン) | 工場数 | 能力(トン) | 工場数 | 能力(トン) |
| 09年 | 116 | 10,966 | 178 | 163,164 | 45 | 495 | 32 | 10,580 |
| 12 | 76 | 1,631 | 104 | 88,503 | 41 | 401 | 26 | 5,511 |
| 13 | 75 | 3,686 | 103 | 104,268 | 38 | 505 | 30 | 9,056 |

資料 第4表に同じ。

(注) 10～11年は東日本大震災の影響によりデータ収集不能。

必要であることから、優先度が高かったためと考えられる。水産加工業にとって重要性が高いのは冷凍・冷蔵施設であり、この点においても、水産加工業の復旧の遅れが見て取れる。ただし、まだ統計上把握することはできないものの、14年以降、冷凍・冷蔵施設も相当程度回復しつつあるという。

c 魚市場の水揚状況

一方、14年における魚市場の水揚げは、10年対比で数量約75%、金額90%強であり、数量・金額とも11年以降かなりのテンポで増大している（第6表）。石巻魚市場は、高度衛生管理対応型市場として整備のうえ15年度中に本格復旧する予定であり、魚市場

第6表 石巻魚市場魚種別水揚数量・金額

(単位 千トン, 百万円)

| | 数量 | | | | | | 金額 | | | | | |
|------|-------|-------|------|------|------|------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|
| | 09年 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 09年 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 総数 | 115.1 | 128.7 | 28.0 | 54.2 | 86.1 | 97.1 | 15,288 | 18,053 | 4,389 | 9,485 | 14,134 | 16,832 |
| うちサバ | 37.7 | 34.8 | 3.6 | 7.0 | 20.9 | 35.7 | 2,626 | 2,744 | 218 | 631 | 2,976 | 3,221 |

資料 石巻魚市場株式会社「水揚統計(平成25年)」, 14年は石巻魚市場株式会社ホームページ

の復旧が水揚回復と魚価向上につながる
ことが期待される。

d かさ上げは一様ではない

石巻市の2つの水加協の管内は、ともに70～80センチほど地盤が沈下した。復旧のため地盤のかさ上げがなされたものの、加工団地内にはかさ上げされなかった部分もかなりある。その理由は以下の2つである。

第一の理由は、所要時間と費用の問題である。かさ上げを行ったうえで事業を再開する場合、加工業者は2年以上操業できなくなり、その経営上の余裕がある加工業者は限られる。また、取引先から製造再開を急ぐよう強く要望され、販路をつなぎとめるために早期復旧に注力した加工業者も多い。

第二の理由は、修繕可能な設備の存在である。全ての設備が全壊したわけではなく、半壊・一部損壊の設備も多数存在した。その場合、かさ上げ・再建造は行わず、修繕のみ行うほうが費用的にも時間的にもより現実的な選択肢となる。このような対応は、早期復旧に努めた渡波地区の加工業者に多く見られた。

しかし、かさ上げ対応が加工業者ごとに異なったために、加工団地内の地盤に高低

差が生じた。特に、石巻市水加協の管内においては、道路は一部かさ上げのうえ新造され、加工場の7割がかさ上げされた。そのため、地盤の高低差が目立つようになってしまい、かさ上げしなかった加工場は物の出し入れに苦慮するようになった。また、かさ上げしなかった低地は高低差ゆえに水がたまりやすくなることから、排水設備が新たに必要となった。かさ上げせず早期に復旧を果たした加工業者は多いものの、新たに対応すべき問題も生じているのである。

(3) 女川町

a 水産加工業の特徴

女川町はサンマの町として知られ、例年の水揚量の3～4割をサンマが占めている。水産加工業の特徴は、ヒアリングによればサンマなど多獲性魚種の冷凍・一次加工の比重が大きいことであり、この点は石巻市(注4)と近い性質を持つ。また、女川町はギンザケ養殖が盛んな地域でもあり、日本一の生産量を誇っており、ギンザケは「伊達のぎん」の名称でブランド化もされている。

(注4) ただし、女川町に関しては、水産加工業に関する統計が存在せず、町の水産加工業の概況を量的に把握することは難しい。

b 被害状況と復旧方針

町内水産加工業が受けた被害は甚大であり、町全体として、水産加工流通施設関連業者の45社が被災^(注5)し、水産関係の被害額は350億円超であった。ただし、太平洋に直接面していない万石浦周辺は大きな被害を免れている。

女川町においては、震災前は加工団地が整備されておらず、加工団地の新設を通じた復旧が目指された。しかし、加工団地を新たに整備するとなると、予算の確保が問題となる。そこで、水産庁水産政策審議会漁港漁場整備分科会（第33回）は、水産加工団地整備の手法として、漁港漁場整備法に基づき漁港区域を拡大再設定し、水産加工団地を漁港整備にかかる予算で整備する、という方針を12年5月10日に決定した。なお、水産加工団地整備にかかる同様の手法は、後述の気仙沼市鹿折地区にも適用された。合わせて、高度衛生管理対応型の荷捌き場の建設も進んでいる。町は団地化と荷捌き場の整備を通じて、町内水産加工業の合理化・ブランド価値の向上を模索している。

加工業者側の動向としては、水産加工団地使用者の公募に参加するため、既存の水産加工会社が共同で新会社を設立する動きが見られた。この背景には、新会社を設立することでグループ化補助金の受給対象要件を充足し、設備復旧にかかる資金を確保する意図がある。女川町においては、加工団地の整備が既存の水産加工業者の集約的再編のきっかけになっていると

いうことである。現在、団地使用者の公募は終了し、加工場の建設が進んでいる。

(注5) 2009年経済センサスによると、町内の水産加工事業所数が55であることから、町内の大多数の水産加工業者が被災したと考えられる。

c 冷凍冷蔵関係施設数

冷凍冷蔵関係施設に関しては、13年時点において、どの種類の施設も回復は途上である（第7表）。石巻市と同様に、一次加工の比重が大きい女川町にとっては、冷凍・冷蔵施設の復旧が待たれる。なお、女川町ではカタル国^(注)の支援（「フレンド基金」）により建設された大型冷凍冷蔵施設「マスカー」が12年10月から稼働しており、早期の復旧に貢献している。

d 魚市場の水揚げ状況

魚市場の水揚げは、10年対比で数量75%、水揚金額90%（13年）という状況である（第8表）。設備面では、13年に魚市場のかさ上げが終了したため、順次水揚げは上昇していく見込みである。女川町の漁業は、数量・金額ともにサンマに大きく傾斜していたにもかかわらず、その回復が遅れており、今後の動向はサンマの水揚げにかかっ

第7表 女川町冷蔵設備等

| | 冷凍施設 | | 冷蔵施設 | | 製氷施設 | | 貯氷施設 | |
|-----|------|----------|------|--------|------|--------|------|--------|
| | 工場数 | 能力(トン/日) | 工場数 | 能力(トン) | 工場数 | 能力(トン) | 工場数 | 能力(トン) |
| 09年 | 21 | 739 | 34 | 53,180 | 3 | 262 | 3 | 5,880 |
| 10 | 21 | 739 | 34 | 53,180 | 3 | 262 | 3 | 5,880 |
| 11 | 5 | 226 | 7 | 11,550 | 2 | 140 | 2 | 1,600 |
| 12 | 6 | 276 | 8 | 17,550 | 3 | 190 | 3 | 1,750 |
| 13 | 6 | 276 | 8 | 17,550 | 3 | 190 | 3 | 1,750 |

資料 女川町「平成26年度女川町統計書」

第8表 女川魚市場魚種別水揚数量・金額

(単位 千トン, 百万円)

| | 数量 | | | | 金額 | | | |
|-------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| | 10年 | 11 | 12 | 13 | 10年 | 11 | 12 | 13 |
| 総数 | 63.4 | 16.2 | 44.1 | 47.6 | 8,159 | 1,465 | 4,383 | 7,372 |
| うちサンマ | 23.1 | 7.8 | 16.0 | 12.4 | 2,696 | 734 | 1,155 | 1,867 |
| ギンザケ | 5.2 | 0.0 | 4.2 | 5.0 | 2,301 | 0 | 1,091 | 1,961 |

資料 女川町「女川町統計書」各年

ている。また、新しい高度衛生管理対応型の荷捌き場が完成することで、サンマ漁や養殖ギンザケ漁の最盛期における処理能力および魚価の向上が期待される。

(4) 塩釜市

a 水産加工業の特徴

塩釜市の水産加工業には、昭和期における北洋漁業を背景として、ねり製品、たら塩蔵品等を中心に発展してきたという歴史がある。北洋漁業の衰退後も、輸入原料に依存しつつ、ねり製品等が大きな比重を保持している。

一方、水揚げは数量・金額ともにマグロが中心である。水揚げの中心がマグロにシフトしたのは、北洋漁業の衰退に伴い、効率の良い漁業への転換が目指されたためである。マグロは主に生鮮マグロとして出荷され、「三陸塩竈ひがしもの」としてブランド化もしている。塩釜漁港は、マグロに強い漁港として他県船籍船を誘致し発展してきた。

このように、水産加工業は北洋漁業時代の伝統を引き継ぐ一方で、水揚げはマグロに特化している。水揚げと水産加工業の間における魚種の相違と、それに由来する両

者のつながりの薄さが塩釜市における水産業の基本的特徴となっている。

b 生産高と被害状況

塩釜市の特徴は、本稿が取り上げる他の3地域に比べて被害の程度が小さかったことである。このため、震災後の各種統計の推移が他地域とは異なっている。

まず水産加工品目別生産状況を見ると、震災のあった11年をその前年と比較しても、数量・金額ともに他地域ほどの減少はみられない(第9表)。この理由として、被害の規模の違いとともに、回復の遅れる近隣地域から塩釜市に一時的に生産基盤を移す動きがあったことが挙げられる。

c 魚市場の水揚げ状況

水揚げの推移も、他の3地域とは対照的である。震災後の11~12年にかけては、むしろ水揚量・金額ともに震災前よりも上昇した(第10表)。この主な要因は、①他の被災地の水揚げの一時的流入、②ツボダイの豊漁等である。しかし、①は他地域の漁港・魚市場の施設回復に伴い順次解消するものであり、②は震災とは無関係の短期的な資源サイクルに起因するものであることから、

第9表 塩釜市における品目別生産状況

(単位 千トン, 百万円)

| | | 08年 | 09 | 10 | 11 |
|--------|----|--------|--------|--------|--------|
| 総計 | 数量 | 86.3 | 84.6 | 87.7 | 80.5 |
| | 金額 | 53,071 | 51,289 | 51,940 | 46,092 |
| うちねり製品 | 数量 | 31.1 | 31.4 | 31.4 | 23.8 |
| | 金額 | 19,193 | 20,097 | 20,035 | 14,034 |

資料 塩釜市「平成24年度塩釜市統計書」

第10表 塩釜市魚市場魚種別水揚数量・金額

(単位 千トン, 百万円)

| | 数量 | | | | | 金額 | | | | |
|---------|------|------|------|------|------|-------|-------|--------|--------|-------|
| | 09年 | 10 | 11 | 12 | 13 | 09年 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 総数 | 12.6 | 16.8 | 22.7 | 25.6 | 18.2 | 8,289 | 9,991 | 10,430 | 14,143 | 9,287 |
| うち マグロ類 | 7.1 | 7.0 | 6.9 | 6.5 | 6.0 | 6,184 | 5,728 | 5,817 | 5,718 | 5,049 |

資料 塩釜市「平成24年度塩釜市統計書」、13年は塩釜市魚市場提供資料

13年には数量・金額とも10年と同程度の水準に落ち着いた。また、被災と老朽化を理由に新たに建設中であった高度衛生管理対応型荷捌き場の一部が15年4月に完成した。各被災地域とも、高度衛生管理対応型荷捌き場を建設中であるが、塩釜市はこの点においても復旧が先行している。

(5) 気仙沼市

a 水産加工業の特徴

気仙沼市が擁する気仙沼漁港は、特定第三種漁港として、震災前は水揚数量全国9位、水揚金額全国8位に位置していた。全国的にも知られているように、三陸沖漁場を基盤とする生鮮カツオ、マグロ類、サメ類、サンマの全国屈指の水揚地である。

水産加工業も、基本的には水揚げに依拠している部分が大きく、冷凍加工品の比重が大きい。この冷凍加工品は、カツオ、マグロ類を対象としたものが多い。そのほか、ふかひれ等の付加価値性の高い加工品が種類・量ともに多い点も特徴である。水産加工品について、HACCP対応および市独自の基準への対応を要件として、地域ブランドへの認定を行う等ブランド化にも注力している。

市内には3か所の水産加工地区（鹿折、南気仙沼、赤岩）がある。そのうち震災前から水産加工団地があったのは、赤岩地区のみであった。他の2地区においては、震災前は加工場・事業所と住宅が混在していた。

b 生産高と冷凍冷蔵関係施設数の推移

気仙沼市は、本稿で取り上げる他地区と比べて被害が特に大きく、全体として回復の遅れが目立つ。

水産加工品の生産状況は、09年対比で数量40%弱、生産額50%強（13年）という低い水準である（第11表）。その理由は、女川町と同様に、一部は加工団地の建設を経たうえでの本格復旧が目指されているためであるとみられる。種類別にみると、調味加工品の回復が早く、冷凍加工品の回復は遅い。

冷凍冷蔵関係施設に関しては、冷蔵施設のみ震災前と比べて著しく能力水準が低く、

第11表 気仙沼市における品目別生産状況

(単位 千トン, 百万円)

| | | 08年 | 09 | 11 | 12 | 13 |
|----------|----|--------|--------|-------|--------|--------|
| 総計 | 数量 | 111.5 | 110.4 | 4.3 | 21.1 | 42.3 |
| | 金額 | 43,208 | 42,179 | 2,755 | 12,624 | 22,364 |
| うち 冷凍加工品 | 数量 | 82.1 | 83.9 | ... | 11.5 | 29.8 |
| | 金額 | 23,037 | 21,503 | ... | 4,397 | 10,181 |
| 調味加工品 | 数量 | 12.5 | 12.8 | ... | 7.2 | 7.1 |
| | 金額 | 12,337 | 13,265 | ... | 5,036 | 10,116 |

資料 気仙沼市「気仙沼市統計書(平成25年度版)」
 (注) 10年は東日本大震災の影響によりデータ収集不能。

第12表 気仙沼市冷蔵設備等

| | 冷凍施設 | | 冷蔵施設 | | 製氷施設 | | 貯氷施設 | |
|-----|------|----------|------|---------|------|--------|------|--------|
| | 工場数 | 能力(トン/日) | 工場数 | 能力(トン) | 工場数 | 能力(トン) | 工場数 | 能力(トン) |
| 09年 | 35 | 1,343 | 85 | 167,845 | 10 | 437 | 10 | 5,394 |
| 11 | 14 | 490 | 34 | 66,427 | 5 | 280 | 5 | 3,230 |
| 12 | 22 | 1,178 | 45 | 65,194 | 9 | 420 | 6 | 5,234 |
| 13 | 31 | 2,097 | 59 | 87,021 | 9 | 420 | 8 | 6,726 |

資料 第11表に同じ

(注) 10年は東日本大震災の影響によりデータ収集不能。

他の施設とは対照的な状況にある(第12表)。逆に他の施設の中には能力値において震災前を大幅に上回る水準に達したのものもある。

c 魚市場の水揚状況

一方、魚市場の水揚げに関しては、10年対比で数量60%弱、金額70%弱(13年)という状況である(第13表)。水揚げの再開が

早かったため(11年6月)、11年におけるカツオの水揚げの落ち込みはある程度抑止された。しかし、水揚全体の回復のテンポは他地域と比べて遅かった。被災した気仙沼市魚市場は、高度衛生管理対応型の魚市場として再整備中であり、16年度末の完成が目指されている。

(6) 地区間の比較

以上みてきたように、同じ被災地と言っても、地域によって水産加工業の内容や現状には相当の違いがある(第14表)。復旧の程度に差異がみられる理由として、次の2点大きい。

第一に、復旧の程度は、被害の程度に左

第13表 気仙沼魚市場魚種別水揚数量・金額

(単位 千トン、百万円)

| | 数量 | | | | | 金額 | | | | |
|------|------|-------|------|------|------|--------|--------|-------|--------|--------|
| | 09年 | 10 | 11 | 12 | 13 | 09年 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 総数 | 95.5 | 103.6 | 28.1 | 57.7 | 61.8 | 19,607 | 22,500 | 8,526 | 14,296 | 15,655 |
| カツオ | 18.1 | 41.0 | 14.9 | 19.8 | 22.8 | 5,847 | 9,316 | 4,992 | 6,639 | 7,094 |
| マグロ類 | 9.6 | 6.2 | 1.3 | 6.8 | 6.5 | 3,957 | 3,085 | 812 | 2,455 | 2,023 |
| カジキ類 | 4.8 | 4.2 | 1.2 | 2.8 | 2.9 | 3,742 | 3,392 | 1,082 | 2,156 | 2,308 |
| サメ類 | 14.0 | 12.0 | 2.2 | 8.8 | 9.5 | 2,435 | 2,009 | 384 | 1,177 | 1,060 |
| サンマ | 32.3 | 25.0 | 5.6 | 15.1 | 10.9 | 1,795 | 2,765 | 538 | 1,054 | 1,696 |
| その他 | 16.8 | 15.3 | 2.9 | 4.4 | 9.2 | 1,832 | 1,933 | 717 | 814 | 1,474 |

資料 第11表に同じ

第14表 各地域の比較

| | 石巻市 | 女川町 | 塩釜市 | 気仙沼市 |
|----------------------------|------------|----------------------------|-------------------|---------------------------|
| 震災前の水産加工業の内容 | 大衆魚の一次加工中心 | サンマ等を原料とする、一次加工多い | 輸入原料依存、水揚との切断 | 高付加価値の最終製品多い |
| 被害の程度 | 大 | 大 | 小 | 大 |
| 震災前における水産加工団地の有無・状況 | 有 | 無 | 有 | 無(一部有) |
| かさ上げ・ゾーニングに関する行政および加工業者の対応 | 業者ごとにまちまち | 新たに加工団地を設立、既存の業者が共同で新会社を設立 | 大規模なかさ上げ・ゾーニングは無し | 新たに加工団地を設立、協同組合の設立による販路回復 |

資料 筆者作成

右される。被害の特に大きかった気仙沼市は回復が遅れている。逆に他地域と比べて大きな被害を免れた塩釜市では、震災により水産加工品生産と水揚げが大幅に減少した他地域とは対照的に、震災後一時的に生産量が上昇した。

第二に、加工団地のなかった（一部にしか存在しなかった）地域（女川町、気仙沼市）は、復旧が遅れる傾向にある。従前に加工団地がなかった場合、①加工団地を新設・整備するか否かが議論となり、そのうえで、次に、②整備するとしてどのように整備するか（費用、用地の権利関係調整等）という議論も控えている。そのため、加工団地が元々ある地域に比べて生産回復までより多くの時間を要することになり、労働力確保や販路の問題が深刻化しやすいと考えられる。女川町および気仙沼市鹿折地区に関しては、水産政策審議会での議論によって、水産加工団地を漁港区域として整備する方針が採られた。

以上の差異は、施設および売上の回復状況の地域差につながっている。前出の「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第1回）」は、4地域の復旧状況の差異を端的に示す（第15表）。

このように、被害の程度が大きく従来水産加工団地が無かった女川町や気仙沼市は、復旧のためにより多くの時間を要することとなり、現時点における施設復旧や売上回復水準の停滞に直面している。

第15表 施設および売上回復状況の地域比較

(単位 %))

| | 震災前の70%以上に回復したと回答した業者の割合 | |
|-------|--------------------------|----|
| | 施設 | 売上 |
| 石巻地区 | 78 | 59 |
| 女川地区 | 33 | 40 |
| 塩釜地区 | 81 | 84 |
| 気仙沼地区 | 41 | 31 |

資料 全国水産加工業協同組合連合会「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート」(2014年)

(7) 復旧を制約する販路

前出の「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第2回）」によると、販路の回復・拡大を実現した加工業者の成功要因として、原材料の切替え、新商品開発、自社ブランド立ち上げ・PR、営業範囲（地域、品目）の拡大が挙げられている。こうした結果は、震災前の状態に単純に回帰するのは難しく、水産加工業者は何らかの新しい取組みに着手せざるを得ない状況にあることを示している。しかし、実際に行い得る対応策は、主たる加工品の種類（一次加工か高次加工か等）、加工業者の規模・経営体力・人材等に強く規定されるものであり、地域や加工業種を問わず一律に適用可能な対応策を見いだすことはできない。また、水産加工業全体として労働力確保に苦慮する現状を踏まえると、多くの加工業者にとって独力で新しい事業に取り組むのは容易ではないと考えられる。

したがって、行政、金融機関および商社等によるビジネスマッチング（後述）のように、個々の業者の実情を踏まえたうえでなし得る対応が、さしあたりは販路回復のための現実的な復旧支援策であると考えられる。

3 2つの事例にみる協同組合の役割

以上確認したように、被災地の水産加工業は復旧を進めているものの、まだ道半ばの厳しい状態にある。そういった状況の中で、施設の復旧や販路の回復という課題に対して地域の協同組合組織が貢献している事例がある。ここでは各組合での聞き取り調査に基づき、施設復旧に寄与した石巻市の水加協と、販路回復に取り組む気仙沼市鹿折加工組合を取り上げる。

(1) 加工施設の復旧

—石巻市の2つの水産加工業協同組合—

まず、石巻市の事例においては、石巻市水加協と渡波水加協の2つの水加協が、水産庁所管の「水産業共同利用施設復旧支援事業」の事業主体となることで、設備機器・施設の早期復旧に寄与した。

水産業共同利用施設復旧支援事業は、共同利用施設や必要性の高い機器類の復旧・修繕に要する経費を助成するものであり、事業主体となれるのは自治体、漁協、水加協等に限られる。石巻市では、この事業によって加工機械、フォークリフト、スカイトラックといった設備機器類を復旧した。同事業はこれまでに4回実施されており、個別加工業者では資金的に対応しきれない設備の早期復旧に利用された。石巻市水加協における事業対応は、第1回申請は応急的

第16表 石巻市水加協における水産業共同利用施設復旧支援事業への対応状況

(単位 億円, 社)

| 申請月 | 事業費 | 対象事業者 | 主な使途 |
|--------|------|-------|-------------|
| 11年9月 | 2.47 | 37 | フォークリフト, 水槽 |
| 11年10月 | 67 | 18 | 冷蔵庫, 加工場 |
| 12年11月 | 13 | 20 | 加工場, 加工機械 |
| 13年8月 | 1 | 4 | 加工場, 加工機械 |

資料 石巻市水産加工業協同組合提供資料から作成

対応、第2・3回申請は本格的な対応、第4回申請は補完的対応として推移しており、設備面の復旧は現在一区切りを迎えた状況にある(第16表)。

被害が甚大であったにもかかわらず、石巻市における施設回復状況が比較的良好である大きな理由は、加工業者に最も近い立場にある水加協がいち早くこの事業に着手したことでありと推察される。同事業を含む水加協の震災対応に果たした役割の大きさは、加工業者が組合・系統組織の意義を再確認する契機になったという。また、同事業による施設復旧を受け、個々の加工業者は、現在、販路の維持拡大や消費環境への対応に注力している。

(2) 販路回復への取り組み

—気仙沼鹿折加工組合—

a 組合による販路拡大策

被災地の水産加工業者の多くが販路の縮小に直面している。そのなかで、気仙沼鹿折加工組合は、商社や金融機関を巻き込みつつ、販路の拡大に向け、効果的な取り組みを進めている。

気仙沼鹿折加工組合は、津波被害により甚大な被害を受けた気仙沼市鹿折地区の水

産加工業者が集結し、12年8月に新設された協同組合（中小企業等協同組合）であり、現在同組合には地区内の19社が参加している。同組合の主たる事業は、共同販売・仕入事業と冷蔵倉庫・海水処理施設の共同利用事業である（共同利用施設は現在建設中）。

同組合の特色は、個々の業者が組合としてまとまって活動することで、商談の機会を増やし、組合員の製品の販路を拡大する戦略を採っている点である。個々の業者レベルでは商談の機会が得難い大手百貨店のような取引相手であっても、組合として個々の業者の多様な商品を一括して扱うことで、広く関心をひくことを目指している。商談を通じて組合員のうち1社でも取引が成立すれば、組合のプレゼンスが向上し、長期的には組合員全体にとって販路拡大のチャンスが広がると考えられているのである。また、販路拡大の方策として新商品の開発がしばしば挙げられるが、鹿折加工組合は組合員の既存の製品のアピールを最重要視している点も示唆的である。加えて、大手総合商社2社が販路開拓支援等を行っている。なお、金融機関である農林中金も自身の取引先と組合とのマッチングを実施している。

b 組合の取組みを支える諸要素

この気仙沼鹿折加工組合の例が示すように、加工業者による組合の設立は、販路回復・拡大のための一つの可能性であろう。しかし、同組合とその事業は、以下に挙げるいくつかの条件の下で成立している点を

看過すべきではない。

第一に、強力なリーダーの存在がある。震災前は別々の加工業者であったものが、組合として一つにまとまった背景には、同組合代表の強力なリーダーシップがある。

第二に、気仙沼の水産加工業は高付加価値最終製品の生産を特徴としている点が挙げられる。同組合に参加している加工業者が生産している加工品も、ふかひれ、マグロ・カツオ・サンマ加工品等であり、気仙沼の全国的知名度も手伝って、ブランド化やPRをしやすい性質を備えている。

第三に、大手商社の積極的関与がある。震災を契機として、気仙沼水産加工業の商品力に注目した大手商社が販路拡大のために積極的支援を行っている。これも第二点目と同様に、どこでも該当する条件ではない。

第四に、鹿折地区が行政の施策上加工団地化の対象となったことが挙げられる。上述の通り、鹿折地区は漁港区域の拡大という方法により、加工団地化されることになった地域である。加工団地化は組合としてまとめ、共同利用施設を建設・運営する物理的前提となっている。

おわりに

以上を通じて、現時点において、宮城県の水産加工業全体の復旧は途上であることと、地域ごとの水産加工業の内容および復旧状況の差異が明らかになった。また、地盤のかさ上げや施設復旧については各地域

とも一定の目途が立っているものの、共通して販路の回復に苦慮していることも明らかになった。販路の回復に向けては、特効薬が存在しないことから、引き続きマッチング事業や商談会のような地道な取組みを積み重ねていく必要がある。この点において気仙沼鹿折加工組合の取組みが示すように、行政、商社、金融機関と連携して協同組合が果たすべき役割は大きい。

最後に今後の研究上の課題に触れたい。今後の水産加工業の復旧調査にあたっては、復旧の経過を引き続き追うだけでなく、各地域の水産加工業の構造変化について理解を深める必要がある。いずれの地域においても被災後倒産・廃業が多発した。また、残存する事業者間においては、共同会社の設立等の動きが見られた。これに伴って、①各地域の水産加工業の内容はどのように変化したのか、②事業を継続する業者は事業の内容を変化させたのか、③水揚げされた漁獲物の流通や市場評価に対する影響はあるのか等の論点が浮上する。これらの変化は、地域の水産業のあり方自体に影響を与えるものでもあることから、さらに調査が必要であろう。

<参考文献>

- ・石原慎士・李東勲・小野寺佳祐・鈴木英勝 (2012) 「東日本大震災で被災した水産加工業の事業継続に関する一考察」『石巻専修大学経営学研究』23巻2号, 3月 (77~91頁)
- ・上村奈緒子・菅井冴織・菅原礼奈 (2014) 「他港漁船の水揚げによる地域ブランドづくりの仕組み——『三陸塩釜ひがしもの』を事例として——」『地域構想学研究教育報告』5号, 10月 (83~89頁)

- ・鎌田譲・薬師寺哲郎 (2012) 「東日本大震災における水産加工業の被災状況と復旧の要因分析」『2012年度日本農業経済学会論文集』(207~214頁)
- ・亀岡鉦平 (2015) 「設備先行で復旧が進む石巻市の水産加工業——今後は販売の回復がカギ——」『農中総研 調査と情報』web (46号) 1月号 (4~5頁) <http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri1501re1.pdf>
- ・高野岳彦・阿部仁美 (2014) 「女川町の水産加工業の復旧状況と復興への課題」『地域構想学研究教育報告』5号, 10月 (57~74頁)
- ・中小企業基盤整備機構経営支援情報センター (2012) 「被災地域における水産加工業の現状と課題」
- ・出村雅晴 (2012) 「水産加工業の震災被害と復興の現状——宮城県石巻市を中心に——」『農中総研 随時発信レポート』web, 7月 <http://www.nochuri.co.jp/genba/pdf/otr12071803-2.pdf>
- ・出村雅晴 (2013) 「宮城県の水産加工業の現状と課題」『農中総研 随時発信レポート』web, 8月 <http://www.nochuri.co.jp/genba/pdf/otr130823-2.pdf>
- ・東京水産振興会 (2013) 「漁業・水産業における東日本大震災被害と復興に関する調査研究——平成24年度事業報告書——」
- ・東京水産振興会 (2014a) 「シンポジウム報告集東日本大震災から3年——復旧・復興過程の現状と課題——」
- ・東京水産振興会 (2014b) 「漁業・水産業における東日本大震災被害と復興に関する調査研究——平成25年度事業報告書——」
- ・中居裕 (2015) 『産地と経済——水産加工業の研究——』連合出版
- ・日本フードシステム学会編 (2012) 『東日本大震災とフードシステム——復旧から復興に向けて——』農林統計出版
- ・濱田武士 (2013) 『漁業と震災』みすず書房
- ・廣田将仁 (2013a) 「水産加工業の再生にかかる課題と再建の方向」『漁業経済研究』57巻1号, 1月 (31~45頁)
- ・廣田将仁 (2013b) 「水産加工業の再生にかかる過程と再建の方向」『農業市場研究』22巻3号, 12月 (15~26頁)
- ・宮城県 (2009) 「宮城県水産加工業振興プラン」
- ・山口純哉 (2013) 「東日本大震災からの地域経済復興にかかる水産加工業の課題——宮城県気仙沼市を事例に——」『長崎大学経済学部研究年報』29号, 6月 (13~28頁)

(かめおか こうへい)

高齢漁業者の操業実態と政策課題

加瀬和俊

〈帝京大学 経済学部 地域経済学科 教授〉

〔要 旨〕

- 1 直近の漁業センサス（2013年11月1日実施）によれば男子自営漁業就業者約9万人のうち65歳以上の者が48%、75歳以上だけで20%を占めている。彼らを沿岸漁業の周辺的存在としてではなく、その基幹的部分として重視しなければならない。
- 2 彼らの引退年齢は70歳代後半に集中している。また100万円以上の水揚げを上げる経営体の割合は75歳以上でも約半数ある。漁業所得は国民年金と相まって高齢者の生活を支えており、生活保護への依存を回避する役割を果たしている。
- 3 後継者のいない高齢自営漁業者の大半は海上作業は単身で行っているが、陸上作業を含めれば夫婦協業が3分の1前後、二世帯協業も13%前後存在しており、家業としての性格を残している。
- 4 彼らの操業実態は、本人の就業史と強く関連しており、①自営漁業で一貫してきた者、②雇われ漁業従事から親の引退前後に自営漁業者となった者、③漁業外で就業していた漁家子弟で定年後に漁業を始めた者、④外部から参入した新規漁業者の諸タイプがあり、それぞれに固有の特性を持つ。
- 5 漁家出身で漁業外の会社員生活を送ってきた者が定年後に自営漁業主業的になる事例が見られる。彼らの漁業参入には、本人が漁村居住を継続して漁村社会の一員として認められてきたこと、かつての小中学校の同級生など同年輩の漁業者が彼らの参入に協力したことなどが有効に作用している。
- 6 後継者を得られた場合にも解決すべき問題点がある。高齢の父親が主導権を取り続けることが後継者の自発性を損ないやすいこと、複数の後継者がいる場合の父親引退後の経営分割問題等が配慮すべき課題である。

目 次

はじめに

- 1 高齢自営漁業者の概況とその統計的観察
- 2 高齢沿岸自営漁業者の諸特性と問題点
- 3 高齢沿岸漁業者の就業史の諸タイプ
 - (1) 就業史の重要性
 - (2) 就業史の諸タイプと現在の自営漁業

- (3) 漁家出身会社員の定年後漁業就業の事例
—鳥取県漁協淀江支所の場合

- 4 後継者のいる高齢自営漁業者が直面する諸問題
- 5 高齢漁業者対策への示唆

はじめに

この小論の課題は、高齢沿岸漁業者の操業実態について検討し、今後の必要な措置についての示唆を得ることである。対象とする高齢沿岸漁業者は、現に自営漁業に従事している65歳以上（一般企業での定年以降）の者とする。

沿岸漁業者の半数が65歳以上の者によって占められているにも関わらず、彼らの就業実態・志向についての調査は十分ではなかった。幸い2013～14年度に農中総研の委託による農村金融研究会「高齢漁業者の現状と漁協の対応に関する調査」に参加させていただく機会が与えられたので、そこで得られた情報を中心にこの小論をまとめた。

なお本稿と同様の問題意識は広く共有されつつあり、直近では山下東子編著『漁業者高齢化と十年後の漁村』（北斗書房、2015年2月）が刊行されている。特に同書所収の大谷誠「高齢漁業者のライフコース」は高齢漁業者の引退事情、引退後の生活まで視野に入れた貴重な論稿であり、一読をお勧めしたい。

1 高齢自営漁業者の概況とその統計的観察

今日の高齢漁業者の主力をなす65～74歳の漁業者は、1940年代に生まれ、55～64年（昭和30年代）に中学校を卒業している。彼

らの多くは中卒ないし高卒で自営漁業の後継者となったが、それは高度成長期に入った経済状況の下で沿岸漁業の所得が上昇していた時期であり、彼らの大半は家業を継ぐことに抵抗を感じることなく後継者になっている。

これに対して彼らの子弟が高校を卒業した80～90年代には漁村出身の若者にも多様な就職機会が開かれており、自営漁業に就業した場合の所得の見通しを考慮すれば、後継者となることを親が勧める状況ではなくなっていた。そのため、彼らの大半は「進路は子供の好きに任せる」という姿勢になり、自分一人ないし夫婦で体力に見合った漁業を引退するまで行い、子供世代との同居は強くは求めず、年金と合わせて夫婦の老後生活を続けるという、つつましい方向を選択したといえる。それは彼らより一回り年配の沿岸漁業者が、伝統的な家業意識に立って子弟の後継者化と同居を希望して、世代間の葛藤を経た状況とはかなり異なるものであった。

以下、高齢自営漁業者の特性に接近するために、若干の統計的観察を試みておこう。なお、ここでは論旨を単純に把握するために、質的にも量的にも漁業就業の中心を占める男子に検討を絞っている。

まず第1表によって漁業センサスと国勢調査によって把握された高齢漁業者の構成をみよう。漁業の海上作業に従事した者をカウントしている漁業センサスによると、13年の男子自営漁業就業者8万9千人のうち4万3千人（48%）が65歳以上であるこ

第1表 高齢漁業就業者数の推移
—国勢調査と漁業センサスの比較—

(単位 人, %)

| | | 自営漁業者 | | | 雇われ漁業者 | | | |
|--------|----|----------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| | | 2003年 | 2008 | 2013 | 2003 | 2008 | 2013 | |
| 漁業センサス | 男 | 総数 | 139,827 | 112,374 | 89,424 | 59,336 | 75,446 | 67,693 |
| | | 60～64歳 | 17,496 | 13,665 | 12,815 | 6,512 | 9,054 | 8,915 |
| | | 65～69 | 23,324 | 14,986 | 12,203 | 5,245 | 5,985 | 5,532 |
| | | 70～74 | 21,094 | 18,326 | 12,384 | 2,729 | 4,149 | 3,471 |
| | | 75歳～ | 14,035 | 18,295 | 18,296 | 845 | 1,481 | 1,910 |
| | | 65歳以上÷総数 | 41.8 | 45.9 | 48.0 | 14.9 | 15.4 | 16.1 |
| 女 | 総数 | 35,999 | 28,679 | 19,823 | 3,209 | 5,409 | 4,045 | |

| | | 自営漁業者 | | | 雇用漁業者 | | | |
|------|----|----------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| | | 2000年 | 2005 | 2010 | 2000 | 2005 | 2010 | |
| 国勢調査 | 男 | 総数 | 122,995 | 108,194 | 88,241 | 66,641 | 54,748 | 45,820 |
| | | 60～64歳 | 17,686 | 12,588 | 12,594 | 6,681 | 5,505 | 5,946 |
| | | 65～69 | 20,242 | 15,283 | 10,351 | 4,787 | 3,860 | 3,242 |
| | | 70～74 | 12,633 | 15,080 | 10,379 | 1,720 | 2,064 | 1,764 |
| | | 75～79 | 4,761 | 7,226 | 8,326 | 503 | 612 | 662 |
| | | 80～84 | 1,315 | 1,930 | 2,770 | 119 | 161 | 188 |
| | | 85歳～ | 335 | 394 | 592 | 31 | 34 | 57 |
| | | 65歳以上÷総数 | 31.9 | 36.9 | 36.7 | 10.7 | 12.3 | 12.9 |
| 女 | 総数 | 49,333 | 41,366 | 32,815 | 14,128 | 11,505 | 10,009 | |

資料 「国勢調査報告」「漁業センサス」各次

(注) 1 漁業センサスの数値は08年に定義の変更があり、自営漁業者については減少度がやや大きくており、雇われ漁業者については大幅に増加して示されている。

2 「総数」は全年齢の総計を示す。

と、この割合が10年間で顕著に上昇してきたこと（表示していない98年には34.4%であった）、それに対して雇われ漁業者ではその水準ははるかに低く、ほぼ15%前後で漸増傾向にとどまっていることがわかる。定置網や小型の旋網などでは若壮年の乗組員を雇用できないため高齢漁業者が一定数存在するとはいえ、高齢漁業者問題は基本的に家族自営漁業の問題であると判断できる。

他方、漁業の陸上作業だけに従事した者を含み、海上作業に従事していても漁業の日数よりも他産業の従事日

数の方が高い者を除いた国勢調査の数値でみると、2010年の男子自営漁業就業人口8万8千人のうち65歳以上の者は3万2千人（37%）であり、その構成比は05年よりもわずかに下がっていることが読み取れる。漁業センサスで漁業就業者として把握されている高齢者が、漁業よりも農業の従事日数の方が多いために国勢調査では農業就業人口にカウントされているといった事情が推測される。

第2表は第1表の数値から男子自営漁業者の加齢にともなう引退率を算出したもので

あるが、これによると漁業センサス、国勢調査ともに、70歳代前半までは引退が本格化せず、70歳代後半以降に引退が急進していると判断できる。

次に高齢漁業者の営む自営漁業の経済規模を販売額で示した第3表をみると、男子基幹的漁業従事者（個人経営体の世帯員のう

第2表 男子高齢自営漁業者の各5年ごとの引退率

| | 漁業センサス | | 国勢調査 | | |
|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | 2003年→2008年 | 2008年→2013年 | | 2000年→2005年 | 2005年→2010年 |
| 60～64歳→65～69 | △14.5 | △9.7 | 60～64歳→65～69 | △13.6 | △17.8 |
| 65～69歳→70～74 | △21.4 | △17.4 | 65～69歳→70～74 | △25.5 | △32.1 |
| 70歳～→75～ | △47.9 | △50.0 | 70～74歳→75～79 | △42.8 | △44.8 |
| | | | 75～79歳→80～84 | △59.5 | △61.7 |
| | | | 80歳～→85～ | △76.1 | △74.5 |

資料 第1表から算出

第3表 男子基幹的漁業従事者の年齢階層別・販売金額別個人経営体数 (2013年)

(単位 経営体, %)

| | | 販売金額 | | | | | | |
|-------|--------|--------|---------|---------|---------|-----------|-------------|----------|
| | | 計 | 100万円未満 | 100～300 | 300～500 | 500～1,000 | 1,000～2,000 | 2,000万円～ |
| 個人経営体 | 総数 | 87,425 | 29,803 | 22,106 | 10,968 | 12,292 | 6,868 | 5,388 |
| | 60～64歳 | 14,012 | 4,177 | 3,516 | 1,893 | 2,224 | 1,259 | 943 |
| | 65～69 | 12,922 | 4,780 | 3,332 | 1,616 | 1,688 | 846 | 660 |
| | 70～74 | 12,486 | 5,382 | 3,559 | 1,486 | 1,192 | 545 | 322 |
| | 75～ | 17,252 | 9,194 | 5,005 | 1,432 | 1,012 | 361 | 248 |
| 構成比 | 総数 | 100.0 | 34.1 | 25.3 | 12.5 | 14.1 | 7.9 | 6.2 |
| | 60～64歳 | 100.0 | 29.8 | 25.1 | 13.5 | 15.9 | 9.0 | 6.7 |
| | 65～69 | 100.0 | 37.0 | 25.8 | 12.5 | 13.1 | 6.5 | 5.1 |
| | 70～74 | 100.0 | 43.1 | 28.5 | 11.9 | 9.5 | 4.4 | 2.6 |
| | 75～ | 100.0 | 53.3 | 29.0 | 8.3 | 5.9 | 2.1 | 1.4 |

資料 2013年漁業センサス

(注) 総数は全年齢の総計を示す。

ち自家漁業の海上作業日数が最も多い者)を年齢別にみて、加齢にともなって100万円未満、100～300万円階層の構成費が確実に上昇していることが確認できる。とはいえ75歳以上でも半数が100万円以上を販売していることは、自家漁業が国民年金に匹敵する収入源として重要な役割を果たしていることを意味している。特に掛金期間の短さのために国民年金給付額が限られている世帯に

としては、漁業所得が生活保護の対象となることを回避する根拠になっているといえる。

第4表は世帯員のうち陸上産業のみの者も含めて自家漁業に従事している(従事日数は問わない)者の組み合わせ状況を集計したものであるが、加齢にともなって漁業者の子供世代が漁業に従事している世帯は顕著に減少し、本人1人だけで海陸両作業をこな

している者が半数を占めていることがわかる。ただし、70歳代においても夫婦協業が3分の1前後を占めていることは、世代をまたがる協業は困難でも夫婦協業は根強く存在していることを印象付けるものである。

第5表は個人経営体の世帯員の人数を示しているが、13年現在で加齢にともなって2人以下世帯の割合が半数を大きく超えて上昇していることがわかる。4人以上の世

第4表 男子基幹的漁業従事者の年齢階層別・漁業従事世帯員別個人経営体数 (2013年)

(単位 経営体, %)

| | | 漁業従事世帯員 | | | | | | | | |
|-------|--------|---------|--------|--------|--------|-----|--------|--------|-----|-------|
| | | 計 | 一世代 | | | | 二世代 | | | 三世代 |
| | | | 小計 | 1人 | 夫婦 | 他 | 小計 | 親子 | 他 | |
| 個人経営体 | 総数 | 87,425 | 67,976 | 43,349 | 23,973 | 654 | 17,530 | 17,415 | 115 | 1,919 |
| | 60～64歳 | 14,012 | 11,105 | 6,822 | 4,126 | 157 | 2,676 | 2,675 | 1 | 231 |
| | 65～69 | 12,922 | 10,839 | 6,586 | 4,153 | 100 | 1,970 | 1,957 | 13 | 113 |
| | 70～74 | 12,486 | 10,810 | 6,350 | 4,412 | 48 | 1,604 | 1,590 | 14 | 72 |
| | 75歳～ | 17,252 | 15,063 | 9,521 | 5,500 | 42 | 2,048 | 1,997 | 51 | 141 |
| 構成比 | 総数 | 100.0 | 77.8 | 49.6 | 27.4 | 0.7 | 20.1 | 19.9 | 0.2 | 2.2 |
| | 60～64歳 | 100.0 | 79.3 | 48.7 | 29.4 | 1.1 | 19.1 | 19.1 | 0.0 | 1.6 |
| | 65～69 | 100.0 | 83.9 | 51.0 | 32.1 | 0.8 | 15.2 | 15.1 | 0.1 | 0.9 |
| | 70～74 | 100.0 | 86.6 | 50.9 | 35.3 | 0.4 | 12.8 | 12.7 | 0.1 | 0.6 |
| | 75歳～ | 100.0 | 87.3 | 55.2 | 31.9 | 0.2 | 11.9 | 11.6 | 0.3 | 0.8 |

資料 第3表に同じ

(注) 1 漁業従事世帯員(陸上作業のみを含めて漁業に従事した世帯員の構成を示す)。

2 総数は全年齢の総計を示す。

第5表 男子基幹的漁業従事者の年齢階層別・漁業従事世帯員数別個人経営体数

(単位 経営体, %)

| | | | 漁業従事世帯員 | | | | | | |
|-------|-----|--------|---------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|
| | | | 計 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人～ |
| 個人経営体 | 98年 | 60～64歳 | 25,696 | 807 | 10,052 | 6,271 | 3,084 | 1,595 | 3,887 |
| | | 65～69 | 26,105 | 955 | 12,397 | 4,960 | 1,885 | 1,236 | 4,672 |
| | | 70～74 | 16,114 | 736 | 8,191 | 2,280 | 919 | 910 | 3,078 |
| | | 75歳～ | 67,915 | 2,498 | 30,640 | 13,511 | 5,888 | 3,741 | 11,637 |
| | 13 | 60～64歳 | 14,012 | 1,177 | 5,245 | 3,395 | 1,930 | 942 | 1,323 |
| | | 65～69 | 12,922 | 1,037 | 5,830 | 2,880 | 1,281 | 617 | 1,277 |
| | | 70～74 | 12,486 | 889 | 6,569 | 2,400 | 913 | 587 | 1,128 |
| | | 75歳～ | 17,252 | 1,509 | 9,561 | 2,662 | 1,359 | 860 | 1,301 |
| 構成比 | 98 | 60～64歳 | 100.0 | 3.1 | 39.1 | 24.4 | 12.0 | 6.2 | 15.1 |
| | | 65～69 | 100.0 | 3.7 | 47.5 | 19.0 | 7.2 | 4.7 | 17.9 |
| | | 70～74 | 100.0 | 4.6 | 50.8 | 14.1 | 5.7 | 5.6 | 19.1 |
| | | 75歳～ | 100.0 | 3.7 | 45.1 | 19.9 | 8.7 | 5.5 | 17.1 |
| | 13 | 60～64歳 | 100.0 | 8.4 | 37.4 | 24.2 | 13.8 | 6.7 | 9.4 |
| | | 65～69 | 100.0 | 8.0 | 45.1 | 22.3 | 9.9 | 4.8 | 9.9 |
| | | 70～74 | 100.0 | 7.1 | 52.6 | 19.2 | 7.3 | 4.7 | 9.0 |
| | | 75歳～ | 100.0 | 8.7 | 55.4 | 15.4 | 7.9 | 5.0 | 7.5 |

資料 1998年, 2013年漁業センサス

帯の割合が65歳以上のどの階層でも2割台にとどまっていることは、跡取り夫婦が同居している伝統的直系世帯が少数派になっていることを意味している。また単身世帯の割合が顕著な増加を見せていないのは、高齢者の操業を支えてきた夫婦協業形態が維持できなくなった場合に海上作業をやめて他人の漁業の手伝い人に転じるなど、自営漁業者でなくなってしまう結果であると判断される。以上の特徴は15年前の98年の数値にもすでに現れており、基本的傾向はその時点ですでに確定していたとみられるが、その後の15年間に2人以上世帯の比重上昇、6人以上世帯の比重低下がさらに進行したことが明らかである。

こうした世帯状況である以上、男子自営漁業者全体の半数を占める65歳以上の者が10年後に引退した場合、半数の経営体が消滅することがほぼ確実である。第6表は今

第6表 男子基幹的漁業従事者の年齢階層別・専業別1世帯当たり14歳以下世帯員数

(2013年)

(単位 人)

| | | 14歳以下世帯員数 |
|-------|-------|-----------|
| 総計 | | 0.29 |
| 兼業別 | 専業 | 0.22 |
| | 第1種兼業 | 0.37 |
| | 第2種兼業 | 0.37 |
| 年齢階層別 | ～29歳 | 0.65 |
| | 30～34 | 1.16 |
| | 35～39 | 1.26 |
| | 40～44 | 0.97 |
| | 45～49 | 0.53 |
| | 50～54 | 0.29 |
| | 55～59 | 0.20 |
| | 60～64 | 0.22 |
| | 65～69 | 0.23 |
| | 70～74 | 0.19 |
| 75歳～ | 0.11 | |

資料 第3表に同じ

(注) 専業別の1世帯当たり14歳以下世帯員数に各個人経営体数を乗じて算出した。

後の自営漁業者の候補になり得る14歳以下の漁家世帯員が個人経営体世帯に平均何人いるかを示しているが、全漁家世帯で0.29人（したがって男子が半数として1世帯当たり0.15人）に過ぎず、70歳以上の世帯では0.1人台に過ぎないことがわかる。すなわち、現在の0～14歳層が後継者になり得る時点において、彼らの全員が後継者になったとしても、引退者の経営体の10%台しか継続し得る漁家はない計算になるわけである。

2 高齢沿岸自営漁業者の諸特性と問題点

高齢沿岸自営漁業者の操業実態・経営状況・操業意欲等は後継者の有無によって大きく異なっているので、両者について対比

的に整理しておこう。

a 後継者無き高齢者

高齢自営漁業者の多数派であるこの階層の特徴は、筆者の行ってきた実態調査によれば以下のように整理できる。

①操業形態が単純であり、海上作業は単身操業が大半である。妻・兄弟・雇用者を加えて操業している者も少数ながらあるが、加齢とともに単身操業に移行する傾向が強い。ただし陸上作業を含めれば夫婦協業形態は根強く残存しており、そのタイプの漁家では女子の引退によって男子の引退に至る事例が少なくない。

②操業の強度は加齢とともに順次弱まっていく。出漁日数の減少、1日の操業時間の短縮、使用漁具数の減少が明らかである。また、従来経験してきた漁業種類を継続することを基本としつつも、作業を簡易化したり軽度な漁業種類に移行する場合も見られる。結果として水揚高は同じ漁業種類の若壮年者に比較して明確に低くなる。

③遠からず廃業することが見通せるため、漁業のための投資は極力回避しており、結果として機器類の不備による事故につながる場合が少なくない。

④操業の意欲・強度は老齢年金の受給額によって異なる傾向が観察される。船員年金・厚生年金の受給者は体力低下に合わせた無理のない操業を心掛けているのに対して、国民年金だけで、それも満額受給に達していない者は、無理をしてでも操業強度を維持する努力を継続する傾向がある。

b 後継者のある高齢漁業者

父子の年齢差を30歳とした場合、父親50歳・息子20歳頃に父子操業が始まり、父親70歳・息子40歳までの20年間程度、その操業が続くと想定できる。このタイプでは当初は父親が経験を生かして漁場選択や作業の段どりを定め、力仕事は息子が行うなど労働の分業がなされ水揚高も高い。しかし加齢にともなう父親の体力低下に合わせて操業時間短縮・操業強度低減などの制約が意識されるようになり、父親が70歳代に入ると息子が1人で操業し、父親は小船でごく沿岸部分で操業するようになるなど、父子それぞれの操業に分離するケースが多い。分離の年齢は漁業種類・地域・親子関係などによって異なるが、その年齢はかつての65歳代後半から今日の70歳代前半へと先送りされてきたように観察される。

生計のあり方に関しては、父子協業の時期においても子が結婚して以降は家計が分離している事例が多く、特に後継者の結婚難への対処策としてその方向が意識的に採られている傾向がある。なお、後継者が独身を続けている場合が増加していると思われるが、このタイプは水揚高は高いが漁家としては継続されないことが確実である。

3 高齢沿岸漁業者の就業史の諸タイプ

(1) 就業史の重要性

高齢沿岸漁業者の操業のあり方は、本人の就業史によって強く規定されている。そ

の理由は以下のような諸事情にある。

第一に、技術的連続性である。高齢になってから新たな漁業技術を習得することは容易ではないため、若壮年期に習熟した漁業に継続して従事する傾向が強いという事情である。

第二に、制度的・人間関係の事情である。従来行ったことのない新たな漁業種類の漁業権行使を漁協から容認されたり、実績の無い者が漁業許可を県から取得することは必ずしも容易でない。それが可能な場合でも、従来からその漁業を営んできた漁業者たちとの大きな水揚高格差が続き、他の漁業者から一人前扱いされにくいことが予想されるため、それを避ける意向が働きやすい。

第三に、漁船・漁具・漁業機器類等の物的連続性である。特に単身操業の高齢漁業者は新規投資を避け、従来使用してきた漁船・漁具・漁業機器類をそのまま使用できる漁業に継続して従事する傾向が強い。

(2) 就業史の諸タイプと現在の自営漁業

ここでは各地での調査事例を念頭において、高齢漁業者の就業史と現在の漁業との関係について具体的に考えてみたい。

a 自営漁業で一貫したタイプ

このタイプの漁業者は中学ないし高校を卒業してすぐに自家漁業の後継者となって父親と一緒に操業し、父親の引退後に自身が経営主となって今日に至っている。後継者になった時点（本人が現在70歳であれば

1960年代前半）では父親は50歳前後であり、投資態度・操業強度も積極的で将来への自信もあり、したがって息子の後継者化に期待し、息子の側も後継者化に抵抗がなかったと推測される。もちろん他の職業に一定期間従事してから家業についた者もあるが、高い水揚高を上げるためには父親の体力・意欲が十分な時期に父子協業を継続しつつ技術・経営方式を習得する必要があるため、ほぼ30歳までには後継者になっていたとみられる。

このことは、このタイプでは他産業経験者であっても厚生年金の受給者はおらず、船員年金の受給者もまれであること、したがって年金受給年齢になっても漁業から相当の水揚げを上げなければならないことを意味している。

b 若年時に雇用乗組員として働き、中高年で自営漁業に転換したタイプ

日本に対して200海里体制が適用された1977年までは海洋自由の時代であり、遠洋漁業の賃金は高く、沖合漁業も経営的に好調なものが多かった。このため、沖合・遠洋漁業の基地周辺の漁村では若壮年時には雇用乗組員として働き、船員年金の受給資格を得た上で、中高年になって父親が自営漁業から引退する前後に自家の漁業に従事したり、自ら自営漁業を新規に開始したりするタイプが多かった。

これが先のaのタイプと異なるのは、父親との協業期間がほとんど（あるいは全く）ないことである。したがって自家漁業開始

時には経験も少ないため、父親が使用していた漁船をそのまま引き継ぐことを含めて、単身操業用の小規模な漁船で操業することが通例であり、経営姿勢も消極的である場合が多い（これに対してaのタイプでは後継者が漁業に加わることによって労働力が2倍になるので従来よりも大型の漁船を建造することが多い）。

結果として、aのタイプが水揚高は多いが年金は少ないのに対して、bのタイプは年金が多い代わりに操業の強度が抑制され水揚高は低くなると対比できる。

c 漁家の子弟が一般の勤め人となり、 定年後に自営漁業者となるタイプ

漁家の跡取り息子が後継者とならずに他産業に就職する傾向は、地方にも雇用機会が増え始めた60年代後半以降に本格化した。その際、親と同居して通勤できる範囲に雇用機会が存在する場合には漁村住民としての生活を継続しつつ、職業生活は都市の会社員として過ごす状態になった。彼らは漁協組合員の跡継ぎとして父親の引退後には組合員資格（正または准組合員）を継承し、勤務の無い日には自営漁業に従事する場合も少なくなかった。彼らのうちの相当部分は、会社を定年になると漁業の操業日数を増やし、優良な漁業権や漁業許可を得て専門的な沿岸漁業者になっている。

これに対して、漁家子弟でも勤務地が通勤可能圏内ではなく、漁村から離れて住まなければならない場合には、漁村社会の一員として遇されることは困難であるし、住

居が漁協区域外になるために組合員資格も親の引退によって失われてしまう。また都市生活者としての生活が続くために本人とその家族の生活スタイルも夜間操業などの漁業者の生活スタイルにはなじめなくなってしまう、定年後に漁業者になることは困難になる。

このように会社を定年になってから自営漁業を開始することができるのは、漁協・漁村社会に「身内」として認められるだけの地元での生活実態があることが暗黙の条件であり、そのためには漁村地域の近辺に安定的な雇用機会が存在することが必要である。

d 外部から参入したタイプ

同じ定年後の自営漁業着業者であっても、漁家子弟や地元漁村出身者とは異なって、出身地ではない漁村で新規着業する者の数はずっと少ない。技術習得の機会を得る困難とともに、漁協加入とその後の漁業権行使の容認という二つの制約が存在するためである。漁協の正組合員になるためには少なくとも年間90日以上操業実績がなければならないし（水産業協同組合法18条）、准組合員ならその制限はないが、准組合員に漁業権行使を認めるか否かは漁協の任意の意思決定に任されており、准組合員側の権利として取得できるものではないからである。

とはいえこの種の事例も存在している。この場合には厚生年金が受給できるので、自営漁業によって高い水揚げを上げなければ

ばならない必要性はなく、趣味の延長線上でくつろいだ気分が無理のない操業をすることが可能である。ただしこのタイプでは、当人のために行動してくれる地元漁業者—漁協に対して彼の身元引受人的役割を果たすとともに、漁業技術や各種の手続き・制度等を親身になって手伝ってくれる者—が必要であり、遊漁船の経営者などがなじみの顧客であった組合加入希望者に対してその役割を果たすことがある。制度的には新規漁業就業者支援事業による研修制度がその役割を担っているが、高齢者はその適用外に置かれているので、漁協としても組合員資格と漁場利用の権利を順次認めて仲間を増やす方向に持っていけるように仕組むことが望まれる。

(3) 漁家出身会社員の定年後漁業就業の事例

—鳥取県漁協淀江支所の場合—

農業においては「定年帰農」が一定のボリュームで存在しており、特に農家の子弟が定年後に農業従事に比重をかける事例が広範に存在している。これに対して沿岸漁業では、①技術習得、②漁協組合員資格、漁業権行使の容認、漁業許可の取得、③家族も含めた漁村的生活様式（夜間操業や陸上作業での家族の協力）への適応力のいずれにおいても容易でないことから、漁業外・漁村外からの定年後参入は困難であるとみなされてきた。

しかしながら一定の条件の下では漁業においても、かなりの人数の定年者がま

って漁業に参入することがあり得るのであって、それが地域漁業を一定期間にわたって活性化させる場合がある。ここではその一例として、最近10年間ほどの間に鳥取県漁協淀江支所で進行したサワラ曳縄漁業への参入事例について報告する。

鳥取県漁協淀江支所（正・准組合員数は95年にそれぞれ59人、91人、14年に54人、50人）では2000年前後から急にサワラの回遊量が増えて地区内漁獲量全体の3割にも達するようになった。これに対してこの時期に会社を定年になった地区内在住者（元漁協組合員の子弟）の相当数がこれを対象とする曳縄釣りに従事するようになったのである。

もともと当地区の漁業は網を操作しながら底魚類を漁獲する漕ぎ刺網が主力であったが、この漁業は技術習得が難しく、高齢者が新規に開始することは困難であった。そのため漁家子弟でありながら一般会社員となった者は親の組合員資格を継いで准組合員となっても、定年後に本格的に漁業に従事することはほとんどなかったという。

ところが技術的に容易で小型の漁船で操業可能な曳縄漁法によって200万円前後の水揚げが上げられるという状況になったために、相当数の定年者がこれに従事するようになった。その人数は正確には確認できないが、漁業センサスの漁業地区別統計によれば、淀江地区で各種の釣り漁業を営んだ経営体数は、98年には「その他の釣り」が5（この年には「ひき縄釣り」の項目はない）、03年には「沿岸いか釣り」が9、「そ

の他の釣り」が31（この年に「ひき縄釣り」の項目が出現したが当地区では0）、08年には「ひき縄釣り」が26、「その他の釣り」が1、13年には「ひき縄釣り」が27、「沿岸いか釣り」が4となっている。おそらく2000年前後にひき縄釣りが他の釣りを操業していた漁業者に広まるとともに、定年後参入者も相当数加わったのであろう（03年に一気に増えた「その他の釣り」はおそらくひき縄釣りであったろうが、「ひき縄釣り」の項目がなかったそれまでの漁業センサスにならって「その他の釣り」欄に回答したものと推測される）。

当地でのサワラの漁獲は8月から12月を中心とした季節的なものであり、その未成魚であるサゴシの漁獲を加えても漁業外で就業している壮年期の漁家出身者を沿岸漁業に引き戻すだけの力はないが、それだけに新規参入者数が限定されて1人当たりの水揚高が落ちることも回避できている。都市在住の定年者が住居を漁村に移してこれに参入しようとするほどの水揚高があるわけではないが、漁家子弟という出自と漁協地区内に継続的に居住して地元民として受け入れられてきた人々だけが、これによって沿岸漁業に参入し継続的に操業している実情にある。

この場合に注目される事実は、彼らが定年後の漁業参入を決意するに至る際に、かつて小学校・中学校で友人関係にあった同窓生たちのうちで漁業者として就業してきた者の勧めが強く作用していることである。このことはこうした定年後参入者が同じ年齢層にかたまっている傾向がある事

実にも反映している。すなわち地元に住居していることによって雰囲気は知っていても、実際に操業したことの無い新しい漁業を始めることを決意する過程では、着業について漁協の了解を得る仲介をしてくれたり、漁法について教えてくれる気心の知れた者が存在することが強い誘因となっているのであって、地元の自営漁業で一生を送ってきた小中学校の同級生はそのために最適な人物であるといえる。

こうした定年後新規自営漁業者のうちの最も積極的なタイプと見られる一人は、定年後に自営漁業を営むことを定年前から計画しており、准組合員として簡易な漁業を行ったり、漁船を購入して各種の漁業ができるように準備をしていたという。したがって、サワラ資源の出現がなくても定年後に漁業者になったと思われるが、そうした積極的な人物が媒介となって、小中学校時代の同窓生たちも後に続くようになったといった連鎖的効果がみられたのである。

こうした形での新規着業が可能であるためには居住地である漁村から1時間程度で通勤可能な地域に安定的な雇用機会があることが必要であるから、どの漁村でもこうした事例があり得るとはいえない。とはいえ小中学校の同窓生の勧誘・仲介といった人的支えが果たしている機能を漁協が機関として果たすことができるようになれば、漁家子弟以外の村内出身者、さらには村外出身者の定年後参入も広まる可能性があることをこの事例は教えていると言えよう。

4 後継者のいる高齢自営漁業者が直面する諸問題

後継者難の沿岸漁村では後継者が得られれば問題は解決すると考えやすいが、いったん後継者が自営漁業に従事しても、安定的経営が維持されるためには以下にみるようないくつかの課題が存在している。

①後継者世帯との家計・生活面の関係

後継者を得た高齢漁業者は生活面、操業面の両方において、息子ないしその家族との一体感を持ち、それによる安心感が強い。ただし、今日では後継者であっても住居・生活面は別にしている世帯が急速に増えており、間もなくそれが基本型となることが予想される。それゆえ経営の行方と高齢者の老後生活問題は別物という関係に今後はなっていくのかも知れない。

②後継者の意欲・自発性を親が抑えてしまう可能性

後継者を得た漁業者は操業面では他の高齢漁業者に比較して積極的であるが、後継者の側からみてそれがプラスに作用しているとは必ずしもいえない。というのは、後継者が技術・知識を習得して独自の経営方針をとろうとする場合に、父子操業方式がその制約要因になることがあり得るからである。その原因の一つは、体力の衰えた父親の存在が若年者の意図する積極的な操業を制約する傾向が加齢とともに強まることである。今一つの事情は、「舵持ち」＝操業の指示者がいつまでも父親であることに対

して、日常の操業の中で新機軸を思い付き各種の工夫を構想している後継者の側が不満を感じるようになることである。

農業ではこうした状況を回避するために、世代間で担当する作目を区別することが選択されやすいが、漁業では漁船が高価であるため同等規模の漁船を2隻そろえることは困難であること、優良な漁業権・漁業許可が1世帯に多くは与えられないこと、単身操業の漁船2隻で操業するよりも1隻に2人が同乗して操業した方が一般的には効率的に操業できることなどの理由によって父子操業タイプが選択されている。この結果、父親の主導権がいつまでも残り、後継者の意欲を低下させる傾向については若年漁業者がしばしば問題にするところである。

③後継者が複数いる場合の問題点

父親とその息子2人の計3人が一緒に操業している漁家は、現在の沿岸漁業の中では就業者構成が最も優れており、水揚高もトップレベルの存在であるが、その経営の分割問題が生じる場合がある。父親の下で平等に所得を分配されていた兄弟が、父親が引退した後で一方が雇用主、他方が被雇用者となることによって所得水準や操業時の権限等が大きく異なる可能性があるし、雇用主となった者の息子が後継者となった場合には、雇用者の立場の者が甥に使われることを拒むことがある。

このように不利な立場に置かれたと判断する側の不満によって父子3人の協業から父親引退後に2つの単身操業へと移行する場合が少なくない。もちろん経営体を分割

する場合には、漁船、組合員資格、漁業権行使権・漁業許可を新たな経営体の側が取得できるかなど、解決すべき大きな課題がある。こうした状況を防ぐために父親が現役のうちに2隻目の漁船を中古で購入し、息子2人の組合員資格も取得しておくといった事例が調査の中で見いだされた。

なお関連して、水揚高の高い積極的漁業者が後継者確保を希望しているとは限らないという事情にも触れておきたい。壮年期の単身ないし夫婦操業タイプの漁業者のうちで高い水揚高を上げている者は、優良な漁業権・漁業許可を持ち、漁船・漁具等に相当額の投資をし、技術的にも仲間に負けない自信を持っている者が多い。そうした自信に裏打ちされた積極性が自分の経営の将来構想についても強気で楽観的なイメージを描きやすく、それが子弟の漁業参入を促している面がある。

ただし、高い水揚高を上げている自営漁家が漁業経営について積極的な将来構想を描き、後継者確保を望んでいるとは現在では必ずしもいえない。勤労意欲が高く経営戦略についても工夫を続けている勤勉な漁業者は、子弟の教育にも熱心であり、大学に進学する子弟も少なくない。大学に進学した子弟が、広範な職業の可能性にふれながら、それでも家業である沿岸漁業に従事しようとすることは現在の所得状況からすれば決して可能性の高い選択ではないし、親世代も子供の教育水準に対応した就職機会を期待する傾向があり、「学歴が高くなれ

ば後継者にはならない」という傾向は現時点では否定しにくい。水揚高の高い積極的な経営体はその経営成果の相当部分を子弟の教育に充当し、その結果として子弟の進路選択が漁業から離れていくという現実、国民経済の中での沿岸漁業の位置を象徴する皮肉な事態であるが、直視しなければならない現実でもある。

この事態が示唆しているように、沿岸漁業の中で水揚高・漁業所得の高い経営体の中には、子弟を後継者にして自分の経営体の発展を継続的に図っていききたいと志向している経営者層と、自分が責任を持つ経営期間の人的構成は家族に依存するよりも雇用者を導入するなどして、子弟の就業機会はより将来性のある方向を選択できるようにしたいとする層とが存在しているといえる。

5 高齢漁業者対策への示唆

以上のような実態把握にもとづいて、今後の沿岸漁業の中で量的には最大部分を占めざるを得ない高齢漁業者の操業と生活の安定に向けて、いくつかの留意点を指摘しておきたい。

①高齢化に見合う物理的および社会的な条件づくり

高齢者は体力の低下とともに、操業日数を減らし、操業時間を短縮し、近場の漁場を利用し、小型船に乗り換えるといった判断を行っているが、こうした措置が柔軟にとれるような物理的かつ社会的な条件づく

りをより意識的に整備する必要がある。

たとえば、浮棧橋を設けて水揚げの重労働を軽減することなどの物理的な対策、近場に漁礁を作り築磯漁業権を設定するなどして高齢者が優先的に利用できる漁場とすること、加齢にともなう漁船規模の縮小をしやすくするための漁船の売買情報網づくりや漁協関連会社等によるその迅速な手続きなどのシステムをつくることあり得るだろう。

②高齢者の操業に見合う制度的な条件づくり

加齢にともなう漁業種類転換のための漁業権・漁業許可の県段階・漁協段階での情報提供と柔軟な運用、高齢化にともなう居住地の移動（近隣居住の息子と同居するための移動など）の際の組合員資格の継続性確保のための措置、短時間操業者に見合うようにセリの時間を早い時間帯にも設定すること（あるいはせりの時間までの簡易な保冷体制の整備）等がこの例である。

漁協の中に高齢者部会をつくり、理事の中に高齢者漁業担当を置くといった措置も有効であろう。また漁協は地域漁業問題の一部として高齢漁業者問題を限定的にとらえる傾向が強いが、地域における高齢者問題（特に年金格差による生活の安定度の差）への対処方策として高齢者の漁業就業条件について検討することも必要であろう。

③高齢参入者への門戸開放

栄養・医療の向上によって定年後も相当期間にわたって労働可能な体力が維持されるようになったこと、漁業者の減少によって全国の地先漁場で新規加入者を受け入れる余地が拡大してきたことといった客観的条件の下で、定年期前後での自営漁業参入希望が広がる可能性がある。地元の元漁家出身者に対しては高齢時点での漁業参入を容認する漁協が多いのであるから、それを地元の漁家以外出身者、地元以外出身者へと更に広げ、より広く参入できるような制度面ないしその運用面での手直しをすべきであろう。

こうした方向を追求するためには、漁協組合員資格・漁業権行使制度などの制度的改訂に向けた努力を行うとともに、そのための基盤づくりとしても、共同体的機能の漁協への取り込み（逆にいえば漁協の組合員管理・漁場管理機能の漁村共同体的秩序内への定着）の努力が重要であると思われる。

<参考文献>

- ・加瀬和俊（1988）『沿岸漁業の担い手と後継者—就業構造の現状と展望』成山堂書店
- ・農林中金総合研究所（2014）「高齢漁業者の現状と漁協の対応に関する調査」『総研レポート26基礎研No.2』5月

（かせ かずとし）



書籍案内



EUの農協 役割と支援策

ヨス ベイマン
コンスタンチン イリオポウロス
クライン J ポッペ 編著
株式会社農林中金総合研究所 海外協同組合研究会 訳

A5判237頁 定価2,500円(税別) 農林統計出版(株)

本書はEU加盟諸国の農業協同組合について包括的な情報を提供するものである。日本語のこの種の書籍としては十数年ぶりであり、欧州北西部における合併進捗・国際化・外部資本利用や、2000年以降に加盟した中東欧諸国における農業者の組織化の遅れなど、この間の変化が包括的に捉えられている点が大きな特色である。

EUでは近年、小売や食品など川下部門に対する農業部門の地位を高めることが課題となっており、その主要な対策の一つとして協同組合など農業者の組織化とそうした組織の権限強化に注力している。農産物の生産や価格の決定を市場に委ねる方向で共通農業政策の改革が進む一方、小売や食品など川下部門では少数の大企業への集中が強まっているためである。

EUの行政府にあたる欧州委員会は農協への支援策を検討する基礎情報を得るために、EU全体および加盟各国における農協の実情と既存の政策を調査するための大型研究を委嘱した。研究はワーゲニンゲン大学を中心とするEU各国の大学・研究機関からなるコンソーシアムによってなされ、78冊の各種報告書(国別、農業部門別、各種テーマ別など)が作成された。本書はそれらに基づく最終報告書の全訳である。

本書では制度的環境、フードチェーンにおける地位、内部ガバナンスをおもな分析軸として、農協の発展の現段階と支援策の状況を分析している。その結果、農協の果たしている役割や、法制度の柔軟性や解釈上の安定性が重要であること、社会関係資本と人的資本の重要性などが示された。

目 次

- 第1章 はじめに
- 第2章 プロジェクトの構成と方法論
- 第3章 EU加盟諸国における農業協同組合の概況と統計
- 第4章 農業の8部門における協同組合の実績
- 第5章 内部ガバナンス
- 第6章 フードチェーンにおける地位
- 第7章 国際協同組合と多国籍協同組合
- 第8章 制度的環境：歴史、社会および文化的側面
- 第9章 制度的環境：法的側面と政策支援措置
- 第10章 主な結論および対抗力に関する合意
- 第11章 実務に関する結論

購入申込先……………農林統計出版(株) TEL 03-3511-0058
問い合わせ先……………(株)農林中金総合研究所 TEL 03-3233-7700



漁業者視点の「浜の活力再生プラン」の 実践で水産日本の復活へ

はじめに

言うまでもないが、我が国漁業は重要なタンパク食料である国産水産物を、国民に対して安定的に供給する重要な責務を負っている。

一方で、東日本大震災による、我が国漁業の重要な漁場地域である三陸地域を中心とした甚大な被害からの復興はいまだ道半ばであり、福島第一原発事故による風評被害や漁業用燃油価格が高水準で推移したこと等により、漁業経営は依然として厳しい状況にある。

景気回復の恩恵が最も遅れてくる第一次産業であるが、「厳しい」「厳しい」と、ただ言い続けていても、我が国水産業の再興がなされるわけではない。

言葉ではなく、行動に移す浜でないと生き残りは難しいと言わざるを得ない。

今、浜は漁業者自らが自らの将来をかけて、最後のチャンスといっても良い取り組みを進めようとしている。

それが、「浜の活力再生プラン」(以下「浜プラン」という)の実践である。

JF全国代表者集会での新運動方針

昨年11月21日に開催されたJF全国代表者集会において向こう5年間の新運動方針を採択した。新たな方針では、「水産日本の復活」を旗印として浜プランに取り組み、漁業者自らによる漁業構造改革、漁業所得の向上、漁業振興策の積極的な展開を基本にしている。

一昨年には、高止まりしている燃油価格の影響で漁に出られない状況にあった漁業者の窮状を救うため、政府並びに与党自民党の英断によって省燃油活動推進事業が措置されたが、これも、燃油価格に左右されない強靱な漁業経営体質を構築するまでの間の措置と位置付けられており、漁業者自らが革新していく浜プランの策定・実践が政府や国会に対しての約束でもある。

浜プランの実践

浜プランは、JF(漁協)と市町村の必須参加を基本とした「地域水産業再生委員会」が策定し、水産庁長官の承認を経て実践するものであり、この原稿の執筆時の4月30日現在での取組地区は578で、全国の9割以上の浜をカバーしており、このうち443が長官承認を受けて既に実践に入っている。

浜プランの概要

浦浜一つ違うだけで漁業種類も魚種も異なるような非常に多様な各浜の実態

をよく踏まえ、浜プランでは、それぞれの実態に見合った収入向上の取組みやコスト削減の取組みを通じて、具体的な解決策を策定・実践している。

昨年11月に施行された、まち・ひと・しごと創生法の基本理念に則り定められた、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「農林水産業・地域の活力創造プラン」においても、水産業については、「浜ごとに施設配置・役割分担・販路開拓等を定めた『浜の活力再生プラン』を作成・実現する」と位置付けられた。今後進められる予定である、浜プラン同士の連携を図る「広域浜プラン」の取組みの視点としても、重要な課題が含まれている。

他産業との連携

漁村というと、とかく閉鎖的であると言われがちだが、そもそも全国の浜に行っていたらわかるわけだが、大よそが離島・半島等の不便な地で漁業しか生業の糧がないなかで、歴史的に漁村集落が構成されているわけであって、外から入りたくとも入れないということが実態である。沿岸の良い漁場も、そういう漁村と密接不可分にあるわけだ。

こういう実態のなかで、漁業者が主体となって他産業との連携を計画している地域においては、浜プランに基づき、所得向上のための付加価値向上を目指した円滑かつ効率的な連携の取組みを進め、漁業・漁村の活性化につなげていこうとしている。

浜プランと将来の担い手の自立・定着

現在でも、浜の生産の中核を担っているのは、17万3千人の漁業就業者のうち、2万5千経営体ぐらいとも言われているが、世代交代を促進するためにも、漁村の後継者をはじめ一定の経験や技術を習得し、自立を志向する段階にある将来の生産の中核となる担い手を支援する政策が喫緊の課題である。

これら将来の生産の担い手となりうる漁業者が漁業就業の継続を逡巡する大きな要因は、高額となっている漁船の建造であり、浜プランのもとで地域の合意を得た対象者に対して漁船建造支援を行うことで、これら担い手の自立・定着を図り循環型の沿岸漁船漁業の構造改革を推進し、将来にわたる水産食料の安定供給を構築していくべきだ。

おわりに

我々JFグループは、漁業者自らが率先して浜のために地域のために何をすべきか、「浜プラン」を実践しつつ、更なる浜の活性化に向けた改革の取組みを進め、広く国民にこの行動を知っていただき、理解していただけるよう、今後も不断の努力を積み重ねていく所存である。

(全国漁業協同組合連合会 常務理事 大森敏弘・おおもり としひろ)

国産丸太輸出の伸長要因と競争力

研究員 安藤範親

〔要 旨〕

世界の針葉樹丸太の貿易量は、長期的には増加傾向にあり、特に中国が世界の輸入量の40%を占めるまでに存在感を増している。

このようななか、わが国の針葉樹丸太の輸出は1998年の1,358m³から2014年に51万8千m³へと、近年中国向けを中心に急速な伸びを見せた。中国向け丸太輸出が拡大した要因は、第1に中国の需要増と価格の上昇、第2にロシアの輸出抑制、第3に国内価格の低下と13年以降の円安で日本産丸太の価格競争力が増したためであった。

今後日本では、丸太の国内需要の減少が見込まれるために、生産余力が生じ、輸出の拡大余地は大きいと考えられる。しかし、現在の丸太輸出は丸太輸出国の動向や競合するニュージーランド産丸太価格、為替動向などの市況に恵まれて実現しているため、今後の市況の変化には注意が必要である。

目 次

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 急拡大するわが国の丸太輸出 | (2) ロシア独占期の中国市場 |
| 2 世界の丸太貿易と中国の動向 | (3) ニュージーランド産材との競争 |
| (1) 世界の丸太貿易 | 4 丸太輸出をめぐる内外の条件 |
| (2) 中国の丸太輸入の動向 | (1) 日本国内需要の減少と供給量の拡大 |
| 3 中国市場における日本産丸太の価格競争力 | (2) 外的要因に左右される丸太輸出 |
| (1) 中国における丸太価格の上昇 | 5 中国向け丸太輸出拡大の課題 |

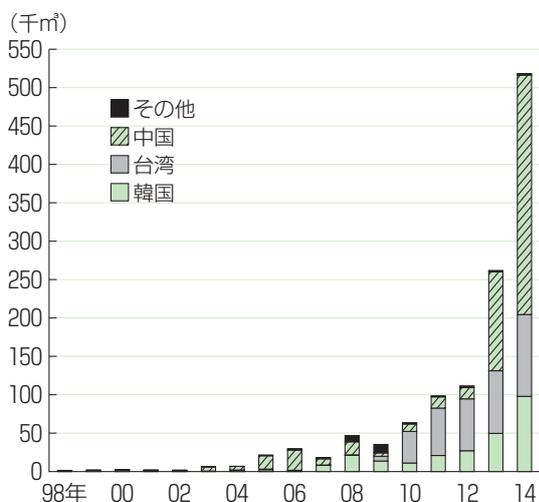
わが国の針葉樹丸太の輸出は、近年中国向けを中心に急速な伸びを見せている。本稿では、急成長の要因を整理したうえで、為替レートと輸出価格の関係から日本産針葉樹丸太の輸出競争力を分析し、さらなる輸出の可能性と課題について考察する。

なお、国産材の素材生産量のおよそ9割が針葉樹であること、中国の輸入に占める針葉樹の割合が7割を占めることから、分析の対象を針葉樹丸太に限定する。

1 急拡大するわが国の丸太輸出

わが国の針葉樹丸太の輸出量は、1998年の1,358千 m^3 から14年に51万8千 m^3 へ(第1図)、輸出金額(FOB: Free On Board 本船渡し価格)は98年の4千万円から14年に68億円へと拡大し、特に13年以降急速に拡大している。約2,000万 m^3 の国内素材生産量に占める輸出の割合は3%と非常に小さいものの、

第1図 日本の針葉樹丸太の国別輸出量の推移



資料 財務省「貿易統計」
 (注) 貿易品目番号(HSコード): 440320, Coniferous Wood In The Rough.

13年、14年は2年続けて前年比倍増しており、今後の動向が注目される。

主な輸出先は、中国、台湾、韓国である。

中国向けの輸出は、03年の宮崎県の取組みを皮切りにその後全国各地で進んだ。輸出量は、06年に26千 m^3 まで拡大しその後停滞したが、13年に129千 m^3 、14年に312千 m^3 へと一気に拡大した。

台湾向けは、09年以降増加し、10~12年は最大の輸出先国であった。14年は107千 m^3 と同国への輸出量は過去最大となっている。

韓国向けは、09年以降徐々に拡大し、14年には98千 m^3 となっている。

なお、加工製品である製材・合板の14年の輸出量は、製材品が6.5万 m^3 (12年比1.3倍)、合板が2.5万 m^3 (12年比1.7倍)で、主な輸出先は中国、フィリピンである。加工製品の輸出量は拡大傾向にあるもののその量は小さい。

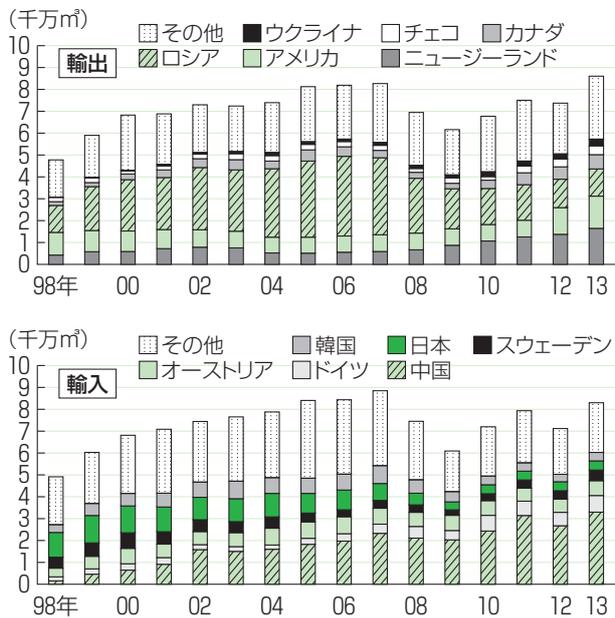
2 世界の丸太貿易と中国の動向

(1) 世界の丸太貿易

針葉樹丸太の世界貿易はどのような状況にあるのだろうか。まず、世界の輸出入量について98年以降の国別推移をみると(第2図)、07年までは、97年のアジア通貨危機以降のアジア経済の回復と中国の高い経済成長によって、輸出入量は増加傾向にあった。

しかし、リーマン・ショックに伴う世界金融危機の影響で08~09年にかけて丸太の輸出入量は減少し、その後は、中国を中心

第2図 針葉樹丸太の国別輸出入量の推移



資料 国際連合食糧農業機関FAO“FAOSTAT”(14年12月18日最終更新)

(注) 1 貿易品目: IND RWD-WIR(C), Industrial Roundwood in The Rough(Coniferous).
 2 輸出入量の差は輸出入時の検量方法の違い等によるものと考えられる。

に東アジア全体が好況を維持し再び増加傾向となった。

輸出国については、08年頃からその内訳に変化がみられる。07年まではロシアが4割のシェアを有する最大の丸太輸出国であったが、07年以降、同国内における木材加工業の振興を目的とした丸太輸出関税率引上げにより輸出形態を丸太から製品にシフトさせる政策を進めた結果、13年の輸出入量は1,239万m³と07年の3分の1に減少している。

一方で、ロシアの輸出減少を代替するように、その他各国の輸出が伸びている。特にニュージーランド(以下「NZ」という)の伸びが著しく、13年は1,654万m³と07年の約3倍に拡大し、ロシアに代わり最大の輸出

国となった。なお、12年以降はアメリカも急伸びし、13年にはNZに次ぐ第2位の輸出国となっている。

そして、輸入国については、年々中国の存在感が増している。2000年前後までは日本が世界最大の丸太輸入国であったが、住宅着工戸数の減少のほか、合板工場等が国産材の利用割合を高めたこと、輸入形態が丸太から製品にシフトしたことなどにより、13年の輸入量は421万m³と99年の3分の1に減少している。その一方で、経済成長が続いた中国は02年以降最大の輸入国となり、その後も丸太輸入の拡大傾向が続いている。

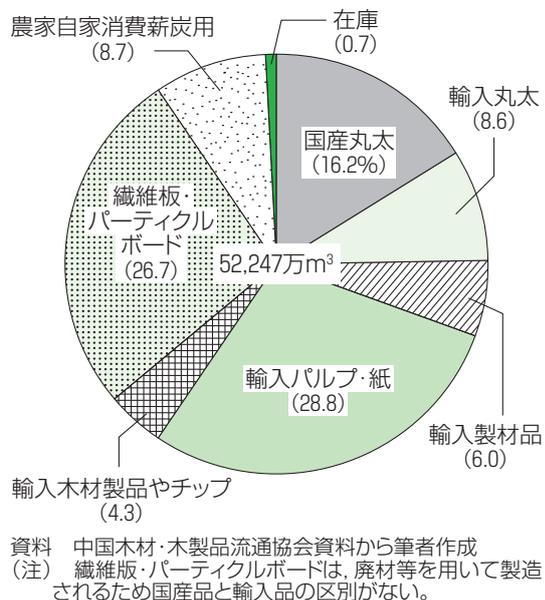
このように、世界の針葉樹丸太の輸出入量は、08～09年の世界的な景気後退により一時的に減速したものの、長期的には増加傾向にある。特に輸入に関しては、中国が世界の輸入量の40%を占めるまでに拡大している。

(2) 中国の丸太輸入の動向

中国の木材需要量は13年に5.2億m³あり(第3図)、その約半分は輸入の丸太・木製品でまかなわれている。20年には木材需要量が9億m³前後へ拡大するとの予測(XIE Jia-li (2011))もあり、中国は今後も大量の木材輸入を要すると思われる。

木材需要量のうち中国における丸太の生産量は、8,439万m³で16%を占める。08年以降、年間8千万m³前後で推移している。人工林面積は大規模な造林事業を推進してきた結果、2000年の1億7千万haから10年の2億haへと、年平均で300万ha拡大してい

第3図 中国の木材需要量内訳(2013年)

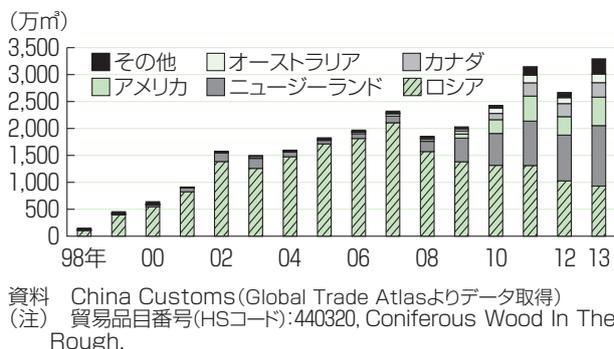


るものの、過去の森林資源の劣化に伴う水害などから森林資源は保護されており、中国国内の木材供給量の急激な拡大は見込めない。

木材需要量のうち丸太の輸入量は、4,516万m³（広葉樹含む）で8.6%を占める。そのうち針葉樹が7割を占め、輸入先別ではオーストラリア、NZから40%、ロシアから30%、アメリカ、カナダから25%となっている。日本は、129千m³で1%に満たない。^(注1)

中国の針葉樹丸太の輸入量の推移をみると（第4図）、98年には200万m³にも満たなかったものが11年、13年には3,000万m³へと増加している。かつての主な輸入先はロシアであったが、前述のようにロシアが丸太の輸出を抑制したため、08年以降はNZやアメリカ、カナダなど他国へのシフトが進んだ。なお、中国の丸太の輸入関税率はゼロであり、海外木材の輸入を進めている。

第4図 中国の針葉樹丸太の輸入量の推移(輸入先別)



(注1) なお、木材需要量のうち輸入製材品の輸入量は3,129万m³で6%を占める。そのうち針葉樹が7割を占め、その内訳はアメリカ、カナダから45%、ロシアから40%、残りは欧州となっている。日本は、27千m³（丸太換算）で1%に満たない。

3 中国市場における日本産丸太の価格競争力

中国は、2000年代に入り丸太の輸入量を拡大させてきたが、日本の中国向け輸出が伸びたのは13年以降である。この節では、日本からの丸太輸出が近年伸びた背景と要因について価格動向を中心に探る。

(1) 中国における丸太価格の上昇

中国では、04年以降の丸太の価格が上昇している。その主な理由は、第1に中国経済の高い経済成長により木材需要が拡大したためである。04年以降、木材の生産者物価の上昇率は高まり（第1表）、元建ての国内価格が上昇した。

第2に、米国の需要動向も影響している。世界的な金融危機後落ち込んだ米国の住宅建設は、12年夏には金融危機前の07年の水

第1表 木材価格と対米ドル為替レートの上昇率

| | (単位 %) |
|-------------------------|------------------------|
| | 03年3月 ～15.3の 上昇率 |
| 中国木材生産者物価指数 | 61 |
| 中国木材生産者物価指数(USDドル換算) | 119 |
| 米ドル建てニュージーランド産丸太価格(CIF) | 134 |
| USDドル/NZドル | 35 |
| USDドル/元 | 34 |

資料 Bloomberg

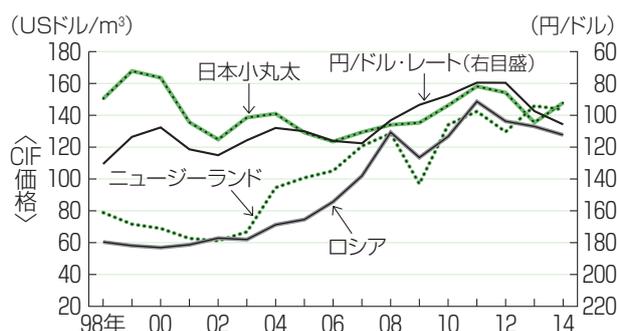
(注) 1 中国木材生産者物価指数の上昇率は、年次の上昇率を積算し算出した。

2 木材生産者物価指数(USDドル換算)=USDドル/元×木材生産者物価指数/100

準に戻った。米国で主要産地のロシアや北米、欧州の木材利用が増大した結果、中国で木材需給がひっ迫した。

その一方、人民元対米ドル高によって米ドル建て名目価格はさらに上昇した(第5図)。中国では05年7月に為替制度が実質的な固定相場制から中央銀行が介入して為替レートを管理する管理変動相場制に移行されたため、その後は対米ドルで人民元高が

第5図 中国の丸太価格の推移(米ドル建て)



資料 China Customs(Global Trade Atlasよりデータ取得), Bloomberg, 農林水産省「木材需給報告書」

(注) 1 ニュージーランドとロシアの丸太はCIF価格(Cost, Insurance and Freight 運賃保険料込価格)。日本はスギの小丸太製材用素材(径8~13cm, 長3.65~4m)の国内価格をドル換算し, 船運賃・保険料等(40ドル/m³と仮定)を加えたものである。

2 CIF価格は, 貿易統計データの丸太輸入総量と輸入総額から求めた平均単価である。

3 14年の丸太価格は, 貿易統計データの材積から重量への単位変更に伴い, 材積当たりの価格を推計した。通常, 重量から材積への換算にあたっては樹種と水分量から係数が求められるが, 貿易統計データからはそれらを把握することができない。そのため13年12月と14年1月の丸太価格を等しいと仮定し, 13年12月の材積当たり価格と14年1月の重量当たり価格の差の割合を係数とした。

第6図 各国通貨の対米ドル為替レートの推移



資料 Bloomberg

進んだ(第6図)。第1表の中国の木材生産者物価指数を米ドル換算すると, 03年3月~15年3月に119%へと上昇しており, 元建ての国内価格でみた物価指数の上昇率61%を倍近く上回っている。こうした変化によって, 中国にとってはかつての北洋材より価格の高い各国の丸太も選択肢に入るようになった。^(注2)

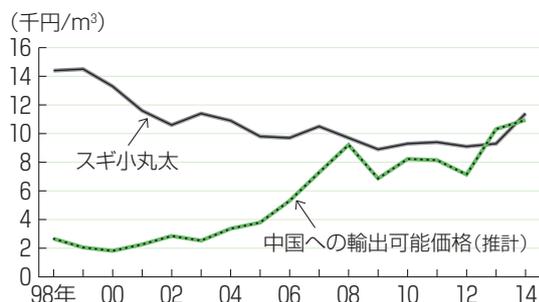
(注2) しかし, 主な輸入先であるNZの通貨高も同様に進んだ結果, 元建ての輸入価格への影響は限られている。03年3月~15年3月の人民元とNZドルの対米ドル為替レートの上昇率をみるとその差は1%しかない(第1表)。また, 中国における米ドル建てNZ産丸太価格(CIF)は, 同期間に134%へと上昇し, 米ドル換算した中国の木材生産者物価指数の上昇率119%を上回っている。この理由は, 上記のとおり米国の木材需要回復に伴う中国における木材需給のひっ迫が要因であると考えられる。

(2) ロシア独占期の中国市場

中国の針葉樹丸太の輸入相手国をみると(前掲第4図), 07年まではロシアの北洋材が中国市場の9割近くと独占的な状態にあった。そのため, 中国市場で日本産丸太を販売するには, 北洋材に対して価格競争力を持つ必要があった。

2000年前後は, 中国における北洋材の丸

第7図 日本国内スギ小丸太価格の推移



資料 農林水産省「木材需給報告書」

- (注) 1 スギ小丸太(径8~13cm,長3.65~4.0m)。
 2 14年に丸太価格が上昇した理由は、消費税増税の影響で住宅着工が増加した結果、一時的に国産材の需要が急増し13年末ごろから価格が上昇したためである。価格は14年末から下落傾向にある。
 3 日本産丸太の輸出可能な価格(推計)は、09年まではロシア産丸太、10年以降はニュージーランド産丸太の中国におけるCIF価格から、日本・中国間の船運賃・保険料等(40ドル/m³と仮定)を差し引いた金額を、為替レート別に円換算し算出した。

太価格は1 m³当たり60ドル程度で推移していたが、04~08年にかけて130ドル前後まで上昇した(前掲第5図)。

一方、日本国内の丸太価格は98年にスギ小丸太が1 m³当たり14,400円であったが、08年には9,700円まで下落した(第7図)。しかし、中国国内で流通している北洋材と比較した場合、輸出は為替の影響を受けることや、日本国内で取引される丸太価格に港の荷役(積み込み作業等)、船賃といった輸出経費がプラスされるため、ドル建て価格に中国までの輸出費用を加えると、日本の小丸太価格は120~170ドルと07年までは北洋材よりも高く、中国国内で取引されている北洋材と同じ用途では価格面で対抗できない状況にあった(同図)。

(3) ニュージーランド産材との競争

中国は、07年にロシアが針葉樹丸太の輸出を抑制し始めた結果(前述)、前掲第4図

のとおり、08年以降、急速にNZからの輸入量を拡大させている。13年にはロシアを抜いてNZが最大の輸入先となった。

NZ産丸太は中国において大きなシェアを占めているだけでなく、品質面で日本産丸太と競合することから、NZ産丸太価格動向が日本の輸出を左右する。日本の戸建て木造住宅と異なり中国の住宅は、コンクリート造のマンションが多いため木材は主にコンクリート型枠等の土木・建築資材や内装用材として利用される。特に日本のスギは強度等の品質に近いNZのラジアータパインとその用途が競合している。

本格的にNZからの輸入が拡大し始めた08年以来、人民元、NZドル、日本円は対米ドル高であったが、12年末以降日本円のみ対米ドル安が大幅に進んだ(前掲第6図)。この円安により日本産丸太の中国市場価格は低下したはずであるが、貿易データは1 m³当たり260ドルを超える高値を付ける月があるなど価格のばらつきが大きく価格の傾向をみるのが難しい(第8図)。

そこで、中国における日本産丸太の調達費用を日本国内の調達費用から試算してみる。試算値は日本国内のスギ小丸太価格に^(注3)加えて、中国までの船運賃・保険料等を40ドル/m³と仮定した。

この試算値を用いて、中国における丸太価格(CIF)の推移をみると、NZ産丸太価格は12年夏頃から14年夏頃まで上昇傾向が続いたのに対して、日本産丸太は円安の進行によって12年初めの160ドル台から13年半ばに120ドル台まで40ドル近く下がった

と推計され、13年初めに日本産丸太が、NZ産丸太の価格を下回ったとみられる。

実際に、この時期に日本からの輸出量は増加傾向を強めている^(注4)。円安によって輸出が拡大したとみてよいであろう。

以上のように、近年日本からの中国向け輸出が急拡大した要因は、前述の通り中国の需要増と価格の上昇に加え、日本産丸太の国内価格の低下傾向と12年末以降の円安でNZ産丸太に対して価格競争力を持つようになったためである。

(注3) 現在、中国へ輸出されている日本産丸太の品質は、その用途から高品質な材ではなく、曲がりなどのある低品質で低価格な材であることが多い。そのため輸出向けの丸太価格は価格の低いスギ小丸太の全国平均価格に設定した。

(注4) 14年末は日本産丸太がNZ産丸太の価格を上

回る展開となったため、14年1月前後に価格上昇で輸出が減少した時と同様に、15年1月前後の輸出量は減少している。

4 丸太輸出をめぐる内外の条件

日本からの中国向け丸太輸出は急拡大しており、2節でみたとおり中国の需要はさらに拡大が見込まれる。今後も日本の輸出は伸びるのだろうか。今後の展望と課題を考えるため、本節では日本国内の木材需給動向と国際競争力の変動要因を検討する。

(1) 日本国内需要の減少と供給量の拡大

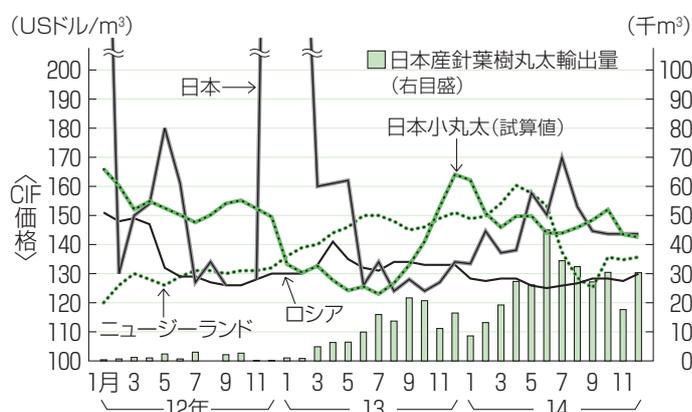
国内の木材需要動向を振り返ると、96年は11,000万 m^3 台であったが、13年には7,000

万 m^3 台へと落ち込んでいる(第9図)。木材の多くは住宅に利用されるが、国内は住宅着工戸数が減少傾向にあり、木材の需要量も着工戸数の減少に合わせて減少している(第10図)。

木材需要が減少するなかで国産材の供給量は2,000万 m^3 台を維持しており、需要の減少は輸入材で調整されてきた。しかし、鈴木(2015)によると、13年に86万戸台(木造48万戸)であった住宅着工戸数は、20年後の33年にはおよそ46万戸台(木造24万戸)へと、半分近く減少すると予測されている。需要減少により、このままいけば国産材の生産量は縮小せざるを得ない状況になると予想される。

しかし、人工林の成熟化が進むな

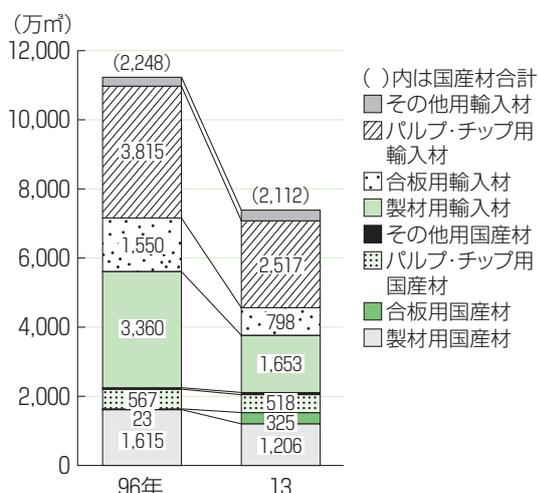
第8図 中国における主要輸入先別丸太価格と日本産丸太輸出量の推移



資料 China Customs (Global Trade Atlasよりデータ取得)、財務省「貿易統計」

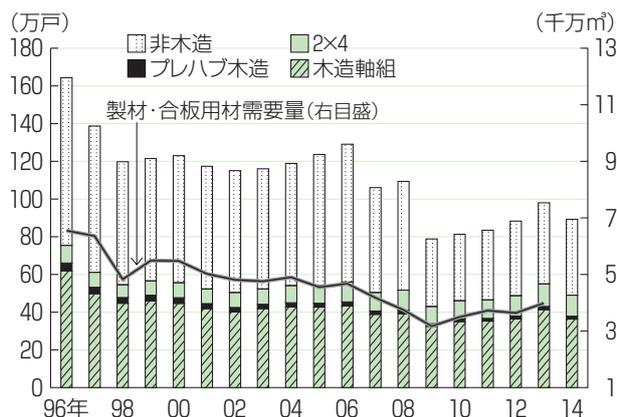
- (注) 1 貿易品目番号(HSコード):440320, Coniferous Wood In The Rough.
 2 CIF価格の算出方法は、第5図(注2, 3)に同じ。
 3 日本小丸太(試算値)は、日本国内の製材用スギ小丸太(径8~13cm, 長3.65~4.0m)の全国平均価格をドル換算した価格に中国までの船運賃・保険料等(40ドル/ m^3 と仮定)を加えて推計した試算値である。
 4 12年の日本の丸太価格は260ドルを超える高値を付ける月がある。その理由は輸出の全体量が少ないために、コンテナで少量出荷されたヒノキなどの高価な木材の価格が反映されているからであると考えられる。また、12年半ばごろには120ドル/ m^3 台と低価格となっている。これは、国内でパルプ・チップ向けとして扱われるような低品質かつ低価格な丸太が出荷されたためと考えられる。
 5 14年に日本の丸太価格が上昇した理由は、消費税増税の影響で住宅着工が増加し一時的に国産材の需給がひっ迫したため13年末ごろから国内市場価格が上昇したことが背景にあると考えられる。その結果、13年末~14年頭にかけて輸出量が減少した。

第9図 日本国内の木材需要量



資料 林野庁「木材需給表(用材部門)」

第10図 工法別住宅着工戸数の推移



資料 国土交通省「建設着工統計調査報告」、農林水産省「木材需給報告書、木材需給表」

かで、森林整備を減少させてしまえば、年齢構成の偏りを改善できないまま森林環境は劣化する。森林資源は、積極的に活用することで適切な森林管理と国土保全、さらに農山村の雇用につながる。そのため政府は、2020年に3,900万m³、2030年に5,000万m³の木材を供給する計画を立てており、生産量の増加が見込まれる。

国内需要の減少が見込まれる状況において、生産量を拡大させていくためには新たな

な市場の開拓が欠かせない。その一手段として輸出は重要な取組みとなる可能性があると考えられる。

(2) 外的要因に左右される丸太輸出

13年以降の中国向け丸太輸出の増加は、国内価格の低下傾向と円安で日本産丸太の価格競争力が増し、NZ産丸太価格を下回ってきたことが要因である。そのためそれらの動向次第では、今後、輸出がさらに拡大する可能性もあれば急減速するリスクもある。

それでは、NZ産丸太価格に対し、為替相場が変動するなかで日本産丸太の価格がどれほどの水準であれば、価格競争力を持つのだろうか。

NZ産丸太価格(CIF)は、中国向け供給量が拡大した08年以降は1 m³当たり90～150ドル台で推移している(前掲第5図)。今後もこの範囲前後で同価格が変動すると想定した場合、為替変動も加味して日本産丸太を輸出するには日本国内の丸太価格がどの程度であればよいのかを考えてみよう。

中国における日本産丸太の調達費用は、日本における丸太価格に中国までの船運賃・保険料等(40ドル/m³と仮定)を加えたものである。これがNZ産丸太価格に等しくなる場合を想定して、それに対応する日本の国内丸太価格を、為替レート別・NZ産丸太価格別に試算すると(第2表)、日本の国内丸太価格が試算値以下であれば輸出が可能になると考えられる。NZ産丸太価格が高く為替が円安であるほど、国産丸太がより高値

第2表 日本産丸太の輸出可能価格
—為替相場別, ニュージーランド産丸太価格別—

(単位 円/m³)

| | | 円/ドル・レート | | | | | |
|----------------------------------|-----|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 80 | 90 | 100 | 110 | 120 | 130 |
| ニュージーランド産 丸太価格 (CIF, USドル) | 160 | 9,600 | 10,800 | 12,000 | 13,200 | 14,400 | 15,600 |
| | 140 | 8,000 | 9,000 | 10,000 | 11,000 | 12,000 | 13,000 |
| | 120 | 6,400 | 7,200 | 8,000 | 8,800 | 9,600 | 10,400 |
| | 100 | 4,800 | 5,400 | 6,000 | 6,600 | 7,200 | 7,800 |
| | 80 | 3,200 | 3,600 | 4,000 | 4,400 | 4,800 | 5,200 |

■ 12,000円以上
■ 9,000~12,000
■ 6,000~9,000
■ 6,000円未満

資料 筆者作成

(注) 日本産丸太の輸出可能上限価格は、ニュージーランド産丸太の中国におけるCIF価格から、日本・中国間の船運賃・保険料等(40ドル/m³と仮定)を差し引いた金額を、為替レート別に円換算し算出した。

でも輸出できる。

例えば、14年夏以降、NZの丸太価格は120～140ドルの間で動くことが比較的多いが、同価格帯の場合はドル円相場が1ドル＝130円となれば、日本の国内丸太価格が1 m³当たり10,400円ないし13,000円でも価格競争力がある。逆に、NZ産丸太価格が80～100ドルに下がり、1ドル＝80円になった場合は、日本の国内丸太価格が4,800円という低水準でなければ輸出は難しい。

また、日本産の小丸太価格は、01年以降9,000～12,000円の間で推移してきた。この価格水準で輸出を行うためには、1ドル＝130円の円安時はNZ産丸太価格が120ドル、1ドル＝80円の円高時はNZ産丸太価格が160ドルを上回る必要がある。

さらに前掲第7図で、日本産小丸太の国内価格の推移と中国への輸出可能価格（競合する丸太の価格および為替レートの実績値より算出した）を対比すると、99年には国内価格14,000円に対して輸出可能価格2,000円と7倍の差があったものが次第に差を縮め、13年には小丸太価格が輸出可能価格を下回

ってNZ産丸太に対して価格競争力を獲得したことがわかる。この間における輸出可能価格の上昇幅は、国内丸太価格の下落幅を倍近く上回っている。

以上のように、為替とNZ産丸太価格の動向が、日本産丸太の中国への輸出可能価格に大きく影響する。

5 中国向け丸太輸出拡大の課題

以上、本稿では国産丸太の拡大要因と輸出競争力について分析したが、日本の中国向け丸太輸出が拡大した理由は、価格競争力を持つロシアの輸出抑制や中国における需要増とそれに伴う中国の国内価格の上昇に加え、日本の国内価格の低下と円安で価格競争力が増したためであった。これら各種の要因がすべてプラスに働いた結果、これまでにない規模の輸出が可能となったのである。^(注5)

今後中長期的には、日本では生産の拡大と国内需要の縮小から輸出の拡大余力は大きくなると考えられるものの、日本は限界

的な輸出国であるため、中国の需要動向や為替動向などの市況変動に左右されやすいと考えられる。

また、NZ産丸太は価格の引下げ余地が大きいとみられ、もし価格競争となれば生産費用の高い日本産丸太は到底太刀打ちできない。例えば、NZにおける1ha当たりの生産費用（総育林費用）は20万5千円（1NZドル=90円）であるのに対し（立花（2015））、日本は補助金を使っても100～150万円（実質費用は200～300万円）と高く、数倍の開きがある。^(注6)

丸太輸出に向けては、為替や経済の変動リスク、育林費用以外にも、国内の木質バイオマス発電向けの素材競合、運搬・検疫・荷役などのコスト、支払いや回収、安定供給体制、マーケティング、森林認証・トレーサビリティ、港土場・燻蒸処理施設の不足など様々な課題がある。

とはいえ、人工林の成熟化が進むなかで、輸出という新たな市場を開拓する必要性は高まっている。将来継続的に木材を輸出するためには、丸太（原材料）での輸出から国内製造業を振興して、より付加価値の高い加工製品の輸出へと転換し、非価格面で輸出競争力のある製品の割合を高め国産製品のブランドを築いていくことで対応力を付

ける必要があるだろう。

すでに丸太や建材のみならず住宅本体の輸出などが取り組まれてはいるが、その活動はいまだ少数で、木材・建材関連企業の多くは輸出経験や海外市場に関する知識に乏しい。今後は、川上から川下までの業界団体を挙げた取組みのほか、他国の販売戦略に関する情報収集や分析、国産材の宣伝普及、各種展示会への派遣などの継続的な活動を行う体制づくりが必要であろう。

(注5) 足元では14年後半にNZ丸太価格が下がる一方、日本の丸太価格は第7図の(注)2で挙げたように消費税増税要因により上昇したため、当面は日本の価格が落ち着くのを待つ必要があるかもしれない。

(注6) NZは600～1,000本植栽で30年前後の伐期であるが、日本は3,000本植栽で50年前後の伐期と経営に違いがある。NZと日本では自然環境の違いなどから育種・育林方法に違いはあるものの、日本はさらなる育林費用の低下と収穫時のキャッシュフローを求めて、技術を進歩させる必要があるだろう。

<参考文献>

- ・鈴木潤（2015）「新設着工の住宅戸数および木造住宅戸数の都道府県別中期予測①予測概要と北海道の予測結果」『木材情報』2月号
- ・立花敏（2015）「ニュージーランドにおける育林費用」『山林』3月号
- ・XIE Jia-li（2011）「Forecast of Chinese wood demand in 2020」Journal of Central South University of Forestry & Technology, vol31 Dec.2011

（あんどう のりちか）





漁協による地元消費者との接点づくり

——2014年度漁協アンケート調査結果から——

主任研究員 田口さつき

はじめに

農林中金総合研究所は、過去30年にわたり、漁協の信用事業の基礎資料として、主に信用事業を実施する漁協を対象に「漁協に対するアンケート調査」（以下「漁協調査」という）を毎年行ってきた。これまでは標本調査であったが2014年度の漁協調査は、全国漁業協同組合連合会の協力のもと、同会の会員漁協全てを対象とした。

以下では、同調査から得られた組合の概況と漁協調査項目の1つである地産地消の取組みについて、公的統計との比較を交え、特徴的な動きをみていきたい。

1 漁協全体の6割が回答

14年度漁協調査の調査期間は14年8月18日～9月30日であり、634組合（うち内水面^(注1)漁協は18組合）から回答を得た。調査の目的は、漁協の概況および地域社会における漁協の活動を明らかにすることである。

水産庁「水産業協同組合統計表」（以下「水産統計」という）によれば、沿海出資漁協（12年度末〔現時点で最新〕）は977組合であり、調査時点の違いはあるものの、今回

の漁協調査はその6割をカバーしていると考えられる。

1 組合平均の組合員数、正組合員数、職員数について漁協調査と水産統計を比較したところ、いずれも漁協調査の方がやや大きい（第1表）。

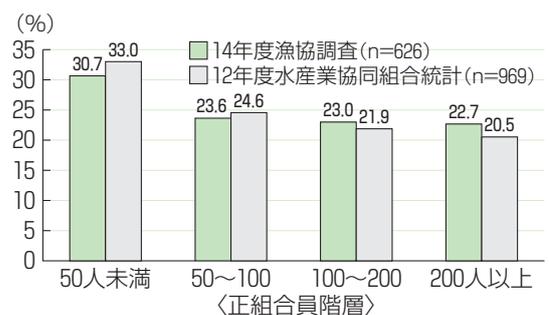
正組合員の分布をみると、漁協調査においては水産統計に比べ、「100～200人未満」「200人以上」の層の割合がやや高く、小規模な層の割合は低い（第1図）ものの、データの代表性はおおむね確保されたと考える。

第1表 漁協の組合員数・職員数(1組合平均)

| | (単位 組合、人) | | | |
|---------|----------------|-------|---------------------|-------|
| | 漁協調査 (14年度) | | 水産業協同組合 統計(12年度) | |
| | 記入 組合 | 記入値 | 調査 組合 | 記入値 |
| 組合員数 | 626 | 391.9 | 969 | 347.7 |
| うち正組合員数 | 626 | 183.0 | 969 | 175.4 |
| 職員数 | 621 | 15.0 | 929 | 13.1 |

資料 農中総研「2014年度漁協アンケート調査」、水産庁「水産業協同組合統計表」(2012年度)

第1図 漁協における正組合員階層別分布



資料 第1表に同じ

(注1) 福島県内の組合は調査対象に含まれていない。

2 漁協調査から浮かぶ 漁協の姿

漁協調査結果から1組合当たりの概況をみたのが、第2表である。正組合員は平均183人であり、正組合員比率は平均で60.4%である。また、職員数は平均15.0人で職員1人当たりの正組合員数は平均18.7人である。水揚高(属人)は平均12.4億円である。ただし、水揚高を記入した組合は542組合で、全体の85.5%に当たる。なお、水揚高(属人)とは、魚を捕った人の所属する組合が水揚高を計上する方法である(以下単に「水揚高」という)。

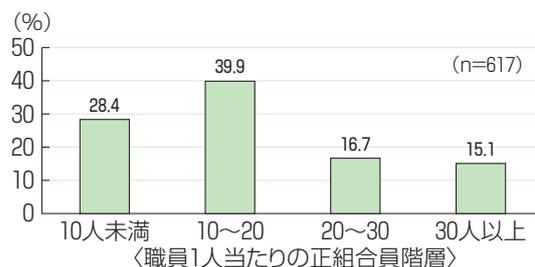
各組合の姿をより明らかにするために、分布をみる。まず、正組合員は「100人未満」の層が全体の5割を占め(前掲第1図)、そのうち「50人未満」の組合は30.7%だった。一方、「200人以上」の組合は22.7%である。なお、水産統計では、「100人未満」の層が57.6%である。

第2表 漁協調査における組合員・職員の状況(2014年度)

| | 単位 | 記入組合数 | 平均 | 標準偏差 | 最小値 | 最大値 |
|---------------|-------|-------|---------|---------|-----|--------|
| 組合員数 | 人 | 626 | 391.9 | 965.3 | 21 | 10,376 |
| うち正組合員数 | 人 | 626 | 183.0 | 389.4 | 19 | 4,090 |
| 正組合員比率 | % | 624 | 60.4 | 26.5 | 4.2 | 100 |
| 職員数 | 人 | 621 | 15.0 | 29.8 | 1 | 392 |
| 職員1人当たりの正組合員数 | 人 | 617 | 18.7 | 14.9 | 1 | 127 |
| 支店・支所数 | 支店・支所 | 185 | 4.7 | 8.8 | 1 | 90 |
| 漁業種類別・地区別部会数 | 部会 | 243 | 7.3 | 11.8 | 1 | 152 |
| 水揚高(属人) | 百万円 | 542 | 1,238.8 | 2,613.0 | 0 | 37,360 |

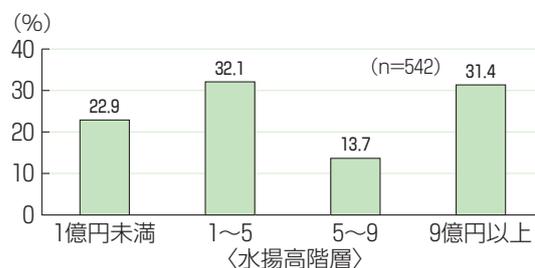
資料 農中総研「2014年度漁協アンケート調査」
(注) 漁業種類別・地区別部会数は女性部・青壮年部を除く。

第2図 職員1人当たりの正組合員数階層別の組合分布(2014年度)



資料 第2表に同じ

第3図 水揚高階層別の組合分布(2014年度)



資料 第2表に同じ
(注) 水揚高は属人。

職員1人当たりの正組合員数の分布をみたものが第2図である。職員1人当たりの正組合員数が「10人以上20人未満」の組合が最も多く、全体の4割近くを占める。

水揚高階層別では、半数の組合で水揚高は5億円未満であり、うち「1億円未満」が22.9%、「1億円以上5億円未満」が32.1%である(第3図)。

正組合員数、水揚高において漁協間の差が大きく、平均では漁協の多様性を十分には表せないことがわかった。その一方、職員1人当たりの正組合員数は、平均値周辺の組合が多いことが示された。

3 地元消費者との接点

以下では、地産地消の取組みとして、地元の消費者との接点となっている「管内の定期市」（以下「定期市」という）、「直売所」「直営レストラン・食堂」について漁協のかかわりを順次みていく。

なお、農林水産省「漁業センサス」を構成する「海面漁業地域調査」との比較を5節で行うため、内水面漁協を除く616組合を対象とした。また、定期市を「朝市、日曜市など定期的に年2回以上開催するもの」と定義した。「直売所」「直営レストラン・食堂」はどちらも常設としたが、建物そのものは組合の所有でなくても、例えば道の駅で直営店を運営している場合、直売所を運営しているとみなした。

地元消費者との接点として最も回答割合が高いのは定期市であり、40.4%の組合がかかわっている（第4図）。このうち全体の18.5%が「漁協が中心となって企画・開催」している。残りの21.9%は、定期市の企画・

開催をしていないものの、「外部の組織が主催する定期市に協力」している。

直売所を運営する組合は23.9%，直営レストラン・食堂を運営する組合は8.3%である。

4 漁協による定期市の取組み

(1) 定期市を企画・開催する組合

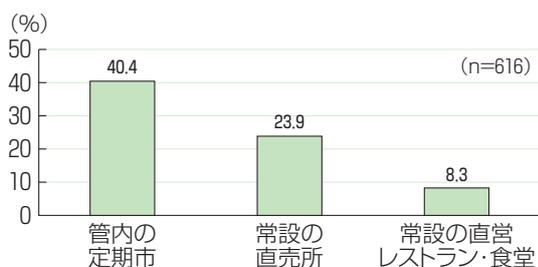
地域別に定期市の開催状況をみると、大消費地に近い近畿，関東では，3割近くの組合が企画・開催していることがわかる（第5図）。また，北海道も28.9%である。

一方，外部の組織が主催する定期市へ協力している組合が多いのは，北陸である。定期市を企画・開催する組合と外部組織主催の定期市に協力する組合を合わせると北海道，南九州は50%を超えている。

定期市を主体的に企画・開催する組合の特徴をつかむため，組合の属性との関係を見た。まず，水揚高階層別には，5億円以上の階層で2割を超える（第6図）。

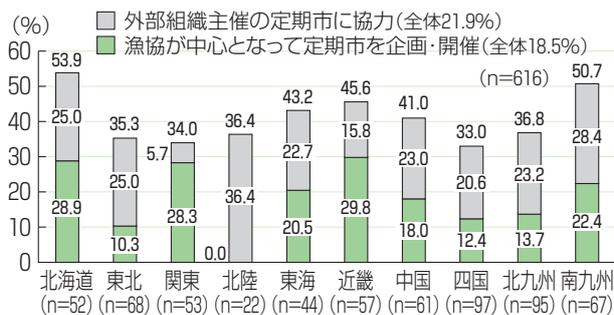
また，職員1人当たりの正組合員数階層別には，職員1人当たりの正組合員数が多

第4図 漁協による地産地消のための接点 (2014年度)



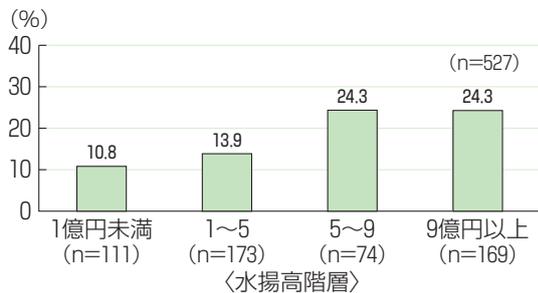
資料 第2表に同じ
 (注) 定期市を企画・開催すると回答したのは114組合，外部組織主催の定期市に協力すると回答したのは135組合で重複はない。

第5図 地域別定期市の開催状況(2014年度)



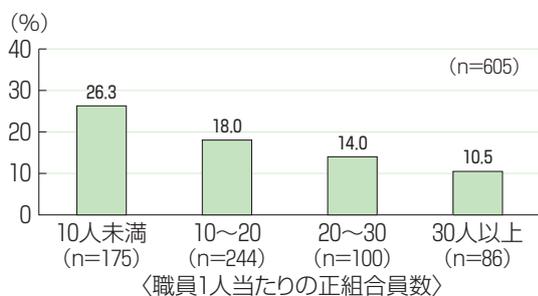
資料 第2表に同じ

第6図 水揚高階層別の定期市の企画・開催状況(2014年度)



資料 第2表に同じ

第7図 職員1人当たりの正組合員数階層別の定期市の企画・開催状況(2014年度)



資料 第2表に同じ

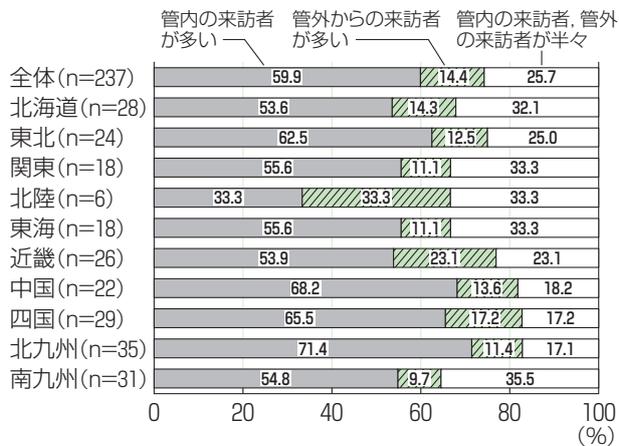
いほど、定期市を企画・開催する組合の割合が低くなる。これは、職員が既存の業務に追われ、余裕がない場合は定期市の企画・開催といった役割を担えないことを示唆している可能性がある(第7図)。

なお、定期市の開催を「定置網の漁業者が行っている」など組合員が行っている事例も寄せられた。また、「組合が定期市を開催。外部組織が主催する定期市にも協力」と積極的に定期市にかかわる組合もある。

(2) 定期市の来訪者は管内の住民が多い

定期市を企画・開催する組合(114組合)と外部の組織が主催する定期市に協力する組合(135組合)に定期市の来訪者の属性について尋ねたところ、「管内の来訪者が多

第8図 定期市の来訪者の特徴(2014年度)



資料 第2表に同じ

い」という回答が59.9%で過半を占めた。また、「管内の来訪者、管外からの来訪者が半々」は25.7%、「管外からの来訪者が多い」は14.4%である(注2)(第8図)。

地域別にみても、北陸を除き、いずれの地域でも「管内の来訪者が多い」という回答が50%を超える。定期市は漁協にとって地元消費者に水産物を販売する機会であることが改めて確認された。

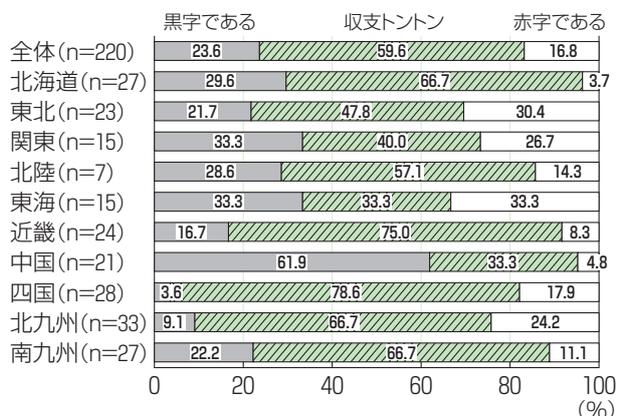
(注2) 定期市の来訪者の構成は、定期市を企画・開催する組合と外部の組織が主催する定期市に協力する組合とでは統計的な差がなかった。定期市の利益についても同様である。

(3) 定期市の利益は収支トントン

定期市の利益について、組合が企画・開催している場合は「定期市全体の利益」、外部の組織が主催する定期市に出店の場合は「販売利益」としてその状況を尋ねた。すると、「収支トントン」(59.6%)という回答が最も高く、「黒字である」は23.6%である(注2)(第9図)。

地域別には、「黒字」の回答割合が最も

第9図 定期市の利益(2014年度)



資料 第2表に同じ

高かったのは中国（61.9%）である。「収支トントン」は、四国（78.6%）、近畿（75.0%）で7割を超える。単発的な販売ではなく、定期的に行われる販売であるため、収支が均衡、もしくは、黒字を確保できるよう運営していることがうかがわれた。

5 漁協による直売所の運営

(1) 運営する組合は増加傾向

農林水産省「漁業センサス」（5年ごとに調査、最新は2013年）の一環として実施されている「海面漁業地域調査」では、08年と13年に直売所を運営する漁協の数を調べている。そこで、漁業センサスにより直売所^(注3)を運営する組合数の推移をみる。また、漁協調査のデータとも比較してみた。

まず、直売所を運営する組合数は、08年の218組合から13年には247組合に増加した（第3表）。ただし、直売所の数ではなく組合数であり、漁協が複数の直売所を持つ場合は、その数値が反映されないことに注意が必要である。

直売所を運営する組合が全体に占める割合（以下「直売所運営割合」という）は20.9%から26.4%に上昇した。漁協調査では、直売所運営割合は23.9%であり、漁業センサスの数値よりも若干低い。なお、漁協調査で直売所を運営する漁協は147組合であり、漁業センサスの247組合に対し59.5%であった。

直売所運営割合の上昇は、合併にともなう底上げ分も含まれるとみられる。そこで、漁業センサスにより08年からの5年間において全国の変化を確認すると、組合数そのものが減少したにもかかわらず、直売所を運営する組合数は増えている。また、地域別にも近畿など6地域で同様の動きとなっている（第4表）。

それ以外の関東、東北、東海、四国では、組合数と直売所を運営する組合数がともに減少している^(注4)。地域別に直売所割合の推移をみると、東北、関東を除いた地域で上昇している。

2013年漁業センサスの直売所割合は、北海道、南九州が高く、漁協調査でも同様の傾向がある（同表）。北海道、近畿、中国では漁協調査の割合が漁業センサスを5ポイントをこえて下回るなどかい離があるも

第3表 漁協の直売所の運営状況

(単位 組合、%)

| | 2008年 漁業 センサス | 2013年 漁業 センサス | 2014年度 漁協調査 |
|----------------|---------------------|---------------------|----------------|
| 全体 (a) | 1,041 | 934 | 616 |
| 直売所を運営する組合 (b) | 218 | 247 | 147 |
| 直売所運営割合 (b/a) | 20.9 | 26.4 | 23.9 |

資料 農中総研「2014年度漁協アンケート調査」、農林水産省「漁業センサス」(2008年、2013年)

第4表 地域別直売所の推移

(単位 組合, %, ポイント)

| | 組合数 | | | 直売所を運営する組合数 | | | 直売所運営割合 | | | | |
|-----|------------------|----------------|-----------|-----------------|---------------|-----------|-----------------|-----------------|---------------|-----------|-----------------|
| | 漁業センサス | | | 漁業センサス | | | 漁協調査 | 漁業センサス | | | 漁協調査 |
| | 08年 (n=1,041) | 13年 (n=934) | 5年前差 | 08 (n=1,041) | 13 (n=934) | 5年前差 | 14年度 (n=616) | 08 (n=1,041) | 13 (n=934) | 5年前差 | 14年度 (n=616) |
| | ① | ② | ③ =②-① | ④ | ⑤ | ⑥ =⑤-④ | | ⑦ =④/① | ⑧ =⑤/② | ⑨ =⑧-⑦ | |
| 全体 | 1,041 | 934 | △107 | 218 | 247 | 29 | 147 | 20.9 | 26.4 | 5.5 | 23.9 |
| 北海道 | 72 | 70 | △2 | 29 | 37 | 8 | 23 | 40.3 | 52.9 | 12.6 | 44.2 |
| 東北 | 92 | 86 | △6 | 12 | 11 | △1 | 9 | 13.0 | 12.8 | △0.3 | 13.2 |
| 関東 | 94 | 90 | △4 | 31 | 28 | △3 | 14 | 33.0 | 31.1 | △1.9 | 26.4 |
| 北陸 | 43 | 39 | △4 | 6 | 8 | 2 | 5 | 14.0 | 20.5 | 6.6 | 22.7 |
| 東海 | 97 | 60 | △37 | 17 | 16 | △1 | 12 | 17.5 | 26.7 | 9.1 | 27.3 |
| 近畿 | 106 | 88 | △18 | 17 | 26 | 9 | 14 | 16.0 | 29.5 | 13.5 | 24.6 |
| 中国 | 109 | 103 | △6 | 19 | 23 | 4 | 10 | 17.4 | 22.3 | 4.9 | 16.4 |
| 四国 | 160 | 145 | △15 | 16 | 15 | △1 | 11 | 10.0 | 10.3 | 0.3 | 11.3 |
| 北九州 | 163 | 150 | △13 | 34 | 41 | 7 | 23 | 20.9 | 27.3 | 6.5 | 24.2 |
| 南九州 | 105 | 103 | △2 | 34 | 42 | 8 | 26 | 32.4 | 40.8 | 8.4 | 38.8 |

資料 第3表に同じ

(注) 2008年漁業センサスでは地域別の合計が全体と一致しない。

の、おおむね傾向は一致していると考えられる。

(注3) 漁業センサスの直売所の定義は、「地元産の生鮮魚介類や水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設。屋根付きの固定された店舗で常設のものが対象」となっている。

(注4) 直売所を運営する組合同士が合併した場合、組合数と直売所を運営する組合数はともに減少する。このケースが関東、東北、東海、四国でどれほどあったかは確認できていない。また、東北では宮城県、福島県で08年に直売所を運営する漁協がそれぞれ1組合だったものが、13年には「事実がないもの又は事実不詳」となっている。

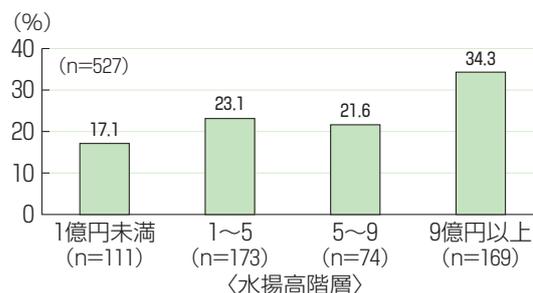
(2) 直売所を運営する組合

水揚高階層別に直売所運営割合をみると、水揚高が9億円以上の層で34.3%と平均(注5)(23.9%)を10.4ポイント上回る(第10図)。

次に定期市へのかかわりをみると、定期市への関与が強まるほど直売所運営割合も高まる(第11図)。

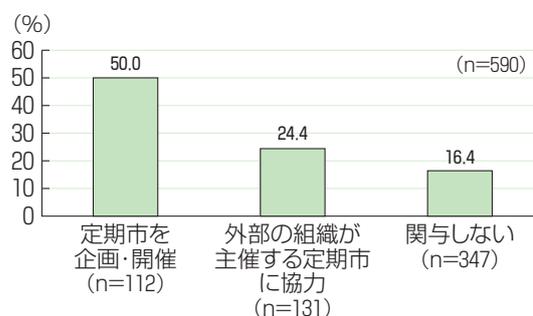
なお、組合が直売所を運営していなくても、「農協の直売所に水産物を出荷してい

第10図 水揚高階層別の直売所運営状況(2014年度)



資料 第2図に同じ

第11図 定期市への関与と直売所運営割合(2014年度)



資料 第2表に同じ

る」「直売所はないが、移動販売車で巡回している」という情報も寄せられた。漁協が工夫をこらして、地元消費者との接点を

つくろうとしていることがうかがわれた。

また、「組合敷地内の倉庫を利用して、漁師の奥さんたちで、御主人の漁獲してきた、キズ物、半パな魚等を販売している^(注6)」など、組合員家族の自発的な取組みもあった。

(注5) 水揚高9億円以上の169組合のうち、直売所を運営しているのは58組合である。この直売所を運営する組合のうち、9組合が08年以降の合併である。漁協調査においては、合併により水揚高が大きい組合の直売所運営割合が高まるという効果は小さい。

(注6) 自由回答として記載されていた。

6 漁協による直営レストラン・食堂の運営

前掲第4図に示したとおり、レストラン・食堂を運営している組合は8.3%に過ぎない。これは、飲食業は定期市や直売所の運営よりも、設備投資に加え、接客対応などの専門的なノウハウが必要であり、参入が難しいからと思われる。

しかし、地域別にみれば南九州と関東では2割と他地域より高い(第12図)。

レストラン・食堂の運営について組合の属性との関係を見ると、水揚高については

大規模な組合の方が回答割合はやや高いようであるが、それほど明確ではない(第13図)。

一方、定期市を企画・開催する組合の2割、直売所を運営している組合の3割近くがレストラン・食堂を運営しており、相互に何らかの関係がありそうである(第14図)。

例えば、定期市の企画・開催や直売所の運営が組合に飲食事業に参入するきっかけになっているといったことも考えられよう。なお、直売所内にレストラン・食堂があり、同時に開業している事例もある(第15図)。

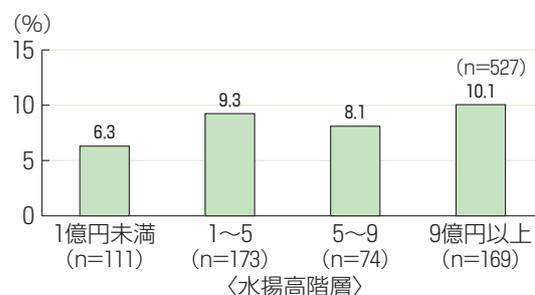
なお、筆者がヒヤリング調査をした中では、レストラン・食堂を運営していなくて

第12図 地域別直営レストラン・食堂の運営状況(2014年度)



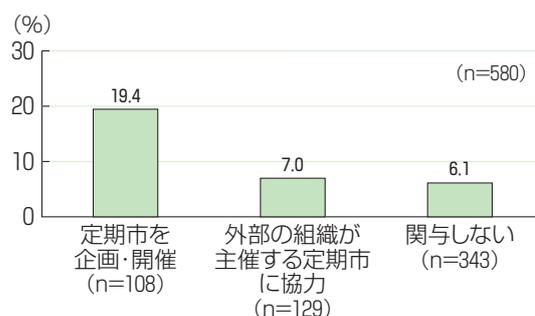
資料 第2表に同じ

第13図 水揚高階層別の直営レストラン・食堂の運営状況(2014年度)



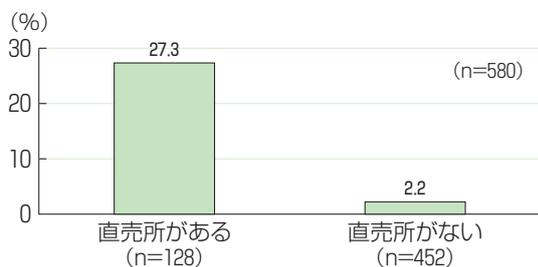
資料 第2表に同じ

第14図 定期市への関与と直営レストラン・食堂の運営状況(2014年度)



資料 第2表に同じ

第15図 直売所の運営状況と直営レストラン・食堂の運営状況(2014年度)



資料 第2表に同じ

も、地元の水産物を使った料理を提供する複数の飲食店のPRをする、飲食店とともに地魚を使ったメニューの開発する、などの取組みを近年行っている組合があった。

おわりに

漁協調査から、少なからぬ組合が定期市にかかわっており、収支面からは今後も継続が可能な状況にあることがわかった。また、漁業センサスによれば、地域間の差はあるものの、全体としては直売所を運営する組合数が緩やかに増えている。

このように、従来の販売事業にとどまらず、漁協が地元の消費者との接点づくりを行う要因の1つとして、魚価の低迷を受け地元販路を拡大する必要に迫られたことが挙げられよう。しかし、それだけでなく、地域の食文化を残したい、海と地域とをつなぎたいという使命感も原動力となっているようである。「朝市を開催することにより地域住民（特に高齢者）の交流の場になっており新鮮な魚を提供していく地区内で唯一の場所になっている」という意見もあった。

農林水産省は「地産地消ホームページ」^(注8)の中で地産地消を「地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る）を、その生産された地域内において消費する取組」と説明している。漁協の観点でみれば、定期市など地元消費者との接点づくりは「地域で『地元の漁業者により』生産された水産物を、その生産された地域内において地域住民をはじめとする消費者に提供する取組」と言い換えられよう。

そして、地産地消は、協同組合原則の第7原則「地域社会へのかかわり」の具体的な取組みでもある。

一方で、漁協調査の分析からは、小規模な組合で地元の消費者との接点づくりが低調という傾向がみられた。これらの組合において、他の方法で浜値が安定している、組合が関与しなくてもすでに地産地消は確立しているという場合もあろう。

しかし、これらの組合の組合員が、定期市など取組みへの関心があるものの実行を断念しているのであれば、小規模な組合でも資金面や人材面で負担が少なく実行できる方法を探っていく必要がある。

例えば、小規模ながら地元販路を拡大させている組合の事例では、組合が単独ですべてを行っているのではなく、調整役として組合内外の組織に協力を仰ぎながら少しずつ取組みを拡大していた。具体的には、同組合は農協の直売所へ水産物を出荷することから始め、出荷体制を整えていった。そして、農協の直売所からのリクエストを受け、地魚を使った加工品づくりを加工業

者にもちかけ商品化し、さらに、組合員が主体となって月1回の夕方市を開催するといったように消費者の反応をみながら進めていった。

漁協調査では、定期市が直売所や直営レストラン・食堂の運営とかかわりがあることが示された。^(注10)ある直営食堂を始めた組合は、女性部が考案し調理したメニューの弁当の販売を繰り返し、マーケットのニーズを探り、改善を重ねていった。小規模な組合であっても、このような実証実験により、組合の実行可能なことを把握できるのではないだろうか。

組合の経営が不振である、組合員が高齢

化している、職員が不足しているなどの理由で、組合員が新たな取組みに関心を持ち難い状況も想定される。このような課題を抱える組合に対しては、系統組織として適切に支援の手を伸ばすことが必要であろう。

(注7) これらは定期市を企画・開催する組合が組合の使命・役割(自由回答)として記載があったものである。

(注8) 農林水産省「地産地消ホームページ」15年4月30日

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gizyutu/tisan_tisyo/

(注9) 筆者の取材による。

(注10) (注9)に同じ

(たぐち さつき)





人工林皆伐と再造林の動向 ——第27回森林組合アンケート調査結果から——

一般財団法人 農村金融研究会 調査研究部長 田代雅之

はじめに

森林組合の事業・経営の動向，当面する諸課題などを適時・的確に把握し，森林組合系統の今後の事業展開に資するため，農村金融研究会は農林中金総合研究所の委託を受け，農林中央金庫と連携して，毎年森林組合へのアンケート調査を実施している。

本稿では，2014年に104組合を対象に実施した「第27回森林組合アンケート調査」の結果から，同調査の定例調査項目と特設項目のうち「人工林皆伐と再造林の動向」を中心に紹介する。

1 調査対象組合の概況

回答104組合の平均像（13年度概数）は，管内森林面積約5万ha（うち組合員所有林2万4千ha），組合員3,600人，常勤理事1人，内勤職員18人，直接雇用現業職員42人である。これらの指標は，全国組合の平均のおおむね1.4～1.7倍程度である（第1表）。

対象組合の平均職員数をみると，内勤職員数には過去5年間に大きな変化はない。他方，直接雇用の現業職員は前回調査（13年実施，第26回調査）の43.7人から42.1人に

減少し，請負の現業職員も21.8人から20.3人へと減少している。なお，現業職員のうち伐出担当は横ばいで推移しているが造林担当は減少している。

13年度の組合決算は，販売，加工，森林整備の3部門がともに取扱高・収支で上昇に転じ，平均の事業利益も2,900万円近くへと急回復をみせており，事業総利益の利益率は3部門ともに上昇している（第2表）。

なお，事業利益が赤字の組合数は33組合から8組合に急減しており，経常利益および税引前当期利益においても同様の傾向であった。さらに，赤字組合がない地域が増加し，赤字組合がある地域もその割合は低下している。一部の組合からは，この要因として，材価の回復，森林経営計画策定への対応が一巡して職員が通常業務に労力が

第1表 対象組合の概況(2013年度)

| | 対象組合 | | 全国組合 | a/b |
|-----------|----------|------|----------|-----|
| | 平均(a) | 変動係数 | 平均(b) | |
| 管内森林面積 | 51,642.1 | 0.66 | 37,428.2 | 1.4 |
| 組合員所有林 | 23,569.6 | 0.72 | 16,491.1 | 1.4 |
| 組合員数 | 3,567.9 | 0.81 | 2,359.4 | 1.5 |
| 常勤理事数 | 1.0 | 0.53 | 0.7 | 1.4 |
| 内勤職員数 | 18.0 | 0.66 | 10.5 | 1.7 |
| 直接雇用現業職員数 | 42.1 | 1.18 | 33.1 | 1.3 |

資料 全国組合は「平成24年度森林組合統計」(林野庁)
 (注) 1 全国組合の「直接雇用作業班員数」欄は，組合雇用労働者数(事務員を除く)。
 2 変動係数とは標準偏差が平均値の何倍であるかを表す。

第2表 森林組合の取扱高と経営収支推移
(1組合当たり)

(単位 千円, %)

| | | 13年度 | 前年度比増減率 | |
|---------|-------------------------|---------|---------|---------|
| | | | 12 | 13 |
| 取扱高 | 指導 | 6,324 | 9.9 | 5.9 |
| | 販売 | 197,335 | △13.4 | 15.9 |
| | 加工 | 274,675 | △3.6 | 9.5 |
| | 森林整備 | 379,677 | △13.2 | 10.0 |
| | 素材生産量(m ³) | 17,587 | 4.7 | 8.7 |
| | 素材単価(円/m ³) | 9,852 | △8.8 | 7.2 |
| 収支 | 事業総利益 | 166,424 | △9.2 | 28.8 |
| | うち指導 | △413 | - | - |
| | 販売 | 39,652 | △1.2 | 29.4 |
| | 加工 | 26,295 | △22.5 | 68.4 |
| | 森林整備 | 114,426 | △9.5 | 22.6 |
| | 事業管理費 | 137,613 | △0.6 | 8.2 |
| | 事業利益 | 28,811 | △85.6 | 1,388.6 |
| | 事業外損益 | 3,332 | - | - |
| | 経常利益 | 32,143 | △48.7 | 424.2 |
| | 特別損益 | △6,722 | - | - |
| 税引前当期利益 | 25,420 | △43.3 | 366.7 | |

(注) 回答組合数は102。3期連続して数値がとれる組合が対象。ただし、「加工」は70組合。「素材単価」は97組合が対象。

さけるようになってきたこと、同計画による施業が本格化し、収益に結びつくようになってきたこと等が挙げられた。

2 素材生産量の拡大と木質バイオマスの動き

「素材生産量」は平均で17,587m³であり、引き続き拡大を続けている。今後、高齢級の林分は急速に増加が見込まれ、材の生産とその適切な仕向けが求められる。

「木質バイオマス」との関連では、「販売・譲渡用燃料」を扱う組合数が104組合中の47組合(45.2%)で最も多く、前回と変わっていない。「取組みなし」とする組合は3分の1程度である。

「販売・譲渡用燃料」を選んだ組合のうち発電用燃料に仕向けた組合は47組合中27

組合であり、うち九州が9組合、近畿、中国で各4組合など西日本が多く、北海道にはなかった。販売単価は、東海が最も高く、次いで九州、関東・東山の順である。ただし、組合で所有する施設ないし土地を利用し、あるいは賃貸等により提供して設置している発電設備は、太陽光においても木質バイオマスにおいてもわずかにとどまる。

なお、調査の過程で、組合からは木質バイオマス需要に対応できるかどうか懸念する声が聞かれた。今後、各地方に計画されたバイオマス施設の稼働が続くが、円滑な稼働には十分な材の供給が必要である。この間の経路に隘路があれば、計画の停滞、木材市場の歪み、住宅供給への影響、組合員収支や地域経済全体への波及も考え得る。この点については、状況把握の深化と調整施策が必要とされる可能性がある。

3 人工林皆伐と再造林の動向

木質資源は、従来の用途だけでなく、木質バイオマス資源としても需要が増大するため、皆伐は増加する可能性がある。また、森林の齢級分布を平準化するためにも、皆伐・再造林施業の動向は注目される。

しかし、木材価格の長期低迷や獣害のため、皆伐後に再造林を行わない例もあるようである。その場合、通常、伐採跡地は広葉樹林への遷移が期待されるが、森林更新が行われないことも懸念される。

(1) 地域により増加傾向をみせる皆伐

13年度の1組合当たりの実施皆伐面積は20.9ha、皆伐件数は9.8件、1件当たり面積は2.4haである。「1～5件」「5ha未満」が最多であるが、50ha以上実施している組合も15組合(14.4%)であった(第1図)。大規模皆伐の実施組合は北海道と九州が中心である。

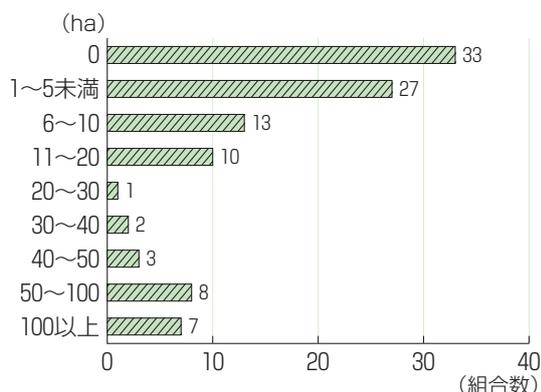
他方、皆伐の実施がない組合は、本州中央部を中心に調査組合の3割強(33組合)ある。1件当たり皆伐面積は、「1.0～1.5ha未満」が多いが、北海道と中国、四国、九

州には、1件平均5.0ha以上の皆伐を実施している組合が11組合ある(第2図)。

今回の調査では、素材生産量のうち組合における間伐の割合は単純平均で60%程度であり、前回調査と比べ大きな変化はない。しかし、組合実施の皆伐については、「増加した」とする組合が「減少した」とする組合を上回っている。

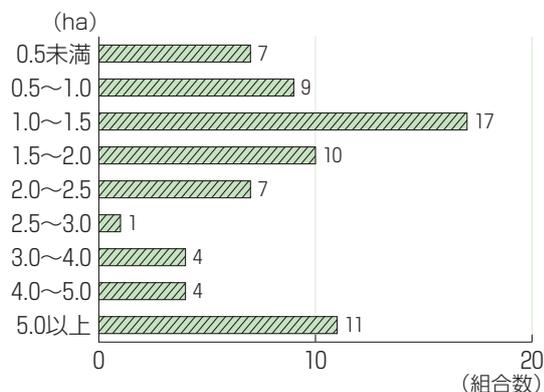
地域別にみると、東北、四国、九州で過半の組合が「増加」と回答している反面、近畿では半分の組合が「減少」と回答しており、また東海では「増加」とする組合が皆無であるなど、地域的な違いがみられる。

第1図 組合実施の皆伐面積の分布
(2013年度)



(注) 回答組合数は104。

第2図 組合実施の1件当たり皆伐面積の分布
(2013年度)



(注) 回答組合数は70。

(2) 皆伐理由の変化

森林所有者が所有林を皆伐する理由について、個人で最も多い回答は「森林経営(施業)計画に基づく」(29組合, 38.2%)であり、次いで「当組合からの勧め」(27組合, 35.5%)である。

過去の調査(07年実施, 第20回調査)では、「臨時支出への対応」「災害被害の整理」「負債整理・経営破綻」など緊急に伐採を要する事情がうかがわれたが、今回は「経営計画」や「組合からの勧め」など計画的な伐採が増えている。この点は法人においても同様である。もっとも現時点では、用途別の生産割合においてわずかにバイオマス用へのシフトがみられるとはいえ、バイオマス資源の需要増大に備えるといった理由づけは前面には出ていない。

(3) 皆伐に対する組合の方針は「要望があれば対応」が最多

皆伐についての組合の方針を質問したところ、「要望があれば対応する」とする組合が全体の58.7%で最も多く、「積極的に対応」とした組合は3分の1弱の32.7%であった。

地域別にみると、北海道と九州において「積極的に対応」の組合が際立って多く、逆に東海では皆無である。東北も「積極的に対応」の組合の割合は小さいが、それにもかかわらず皆伐の増加が見込まれている。

皆伐に「積極的に対応」する組合からもバイオマス資源関係の需要に応えようとするれば、間伐材だけでは不足する事態もあり得るとの声は聞かれた。また「積極的に皆伐」という方針を掲げてはいても、後述する「獣害」のなかでの再生林を考えると皆伐の実行は難しいとの回答もあった。

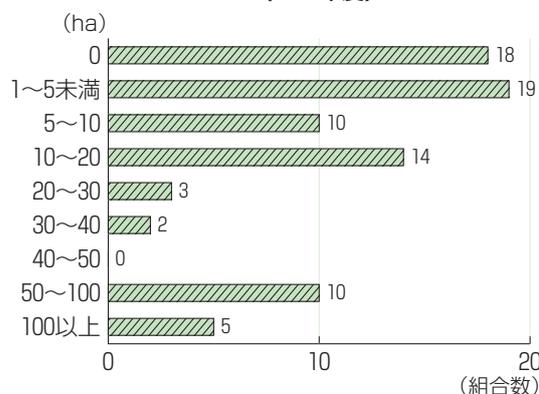
(4) 減少傾向も見える皆伐後再生林

皆伐後の再生林については、管内で皆伐があった81組合のうち2割強の18組合において再生林面積が皆無であった。再生林実施組合のなかでは、実施面積10ha未満の組合が29組合で35.8%を占める。再生林面積20ha以上はばらつきが大きく、50ha以上の再生林実施組合も北海道と九州を中心に15組合ある（第3図）。

皆伐後再生林については、管内で皆伐のあった組合のうち「増加した」とする組合は30.9%である。「減少した」とする組合のほうが多い。

地域別にみると、関東・東山や東海にお

第3図 皆伐後再生林面積の分布 (2013年度)



(注) 回答組合数は81。

いて「減少した」とする組合の割合が過半を占める一方、九州では「増加した」組合が過半を占めた。また、東北においては、皆伐が「増加した」とする組合が多い一方で、再生林は「減少した」とする組合のほうが多く、再生林の遅れが懸念される。

(5) 再生林と獣害対策等費用

再生林費用の単価（実際の費用）の平均は、第3表のとおりであり、過去の調査（07年実施、第20回調査）とおおむね同水準と

第3表 再生林費用と補助金の単価(回答組合の平均)

| | (単位 千円/ha) | | | |
|-----------|---------------|---------------|----------------|---------------|
| | 今回調査 (14年) | 補助金 (今回) | 前回調査 (07年) | 補助金 (前回) |
| 苗木代 | 290.1 (77) | ... | 301.7 (95) | ... |
| 地拵 | 390.8 (76) | ... | 393.6 (89) | ... |
| 植付 | 206.2 (77) | ... | 210.5 (89) | ... |
| 計 | 887.1 | 745.8 (76) | 905.8 | 566.7 (98) |
| 下刈 | 136.8 (79) | 102.0 (79) | 139.5 (103) | 95.7 (103) |
| (下刈回数) | 6.7 | ... | 6.2 | ... |
| 下刈終了までの費用 | 1,803.7 | 1,429.2 | 1,770.7 | 1,160.0 |
| 獣害対策 | 389.7 (37) | 296.6 (37) | | |

(注) カッコ内は回答組合数。

なっている。他方、新植に対する補助金単価は第20回調査より上昇しており、費用の8割以上が賄われている。

全国的に再造林のための苗木の供給不足が問題となっているが、今回の調査では、苗木の主な調達先として、半分弱の組合が「県森連経由」を挙げ、これが最も多く、次いで「種苗生産者から直接」とする組合が3割近くを占めた。

苗木調達上の問題点として「必要数量の確保が困難」を挙げる組合が最多で過半数を占め、次いで「品質・価格に選択の余地がない」「急な発注に対応できない」が続いた。ただし、調達先別に調達上の問題点をみると、「必要数量の確保が困難」や「急な発注に対応できない」は、「種苗生産者から直接」調達している組合において高い割合でみられた。

獣害対策費用については、平均で389.7千円/haとなったものの、実施内容(忌避剤散布、柵、ネット、単木防護)によりばらつきが大きい(第4図)。一般的に、忌避剤散布

は比較的安価な一方、ネットや防護柵の設置や単独防護設備などは費用がかさむケースもみられる。

再造林促進のための取組みでは、「伐採と造林の一体化」が31組合(38.3%)と最も多く、「行政施策の活用」「広報による要請」「皆伐時に費用確保」が続いた。

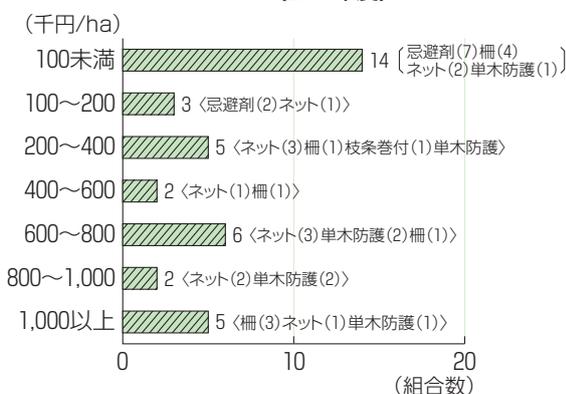
(5) 広範に及ぶ獣害の状況と皆伐・再造林への影響

新植直後の獣害状況では、「もともと獣害はなかった」組合は12組合(14.6%)であり、大半の組合で被害を受けている。4分の1を越す組合で「再造林困難な地区がある」としている。ただし、回答組合は皆伐・再造林のある組合に限定しているため、皆伐・再造林を行わない組合のなかには獣害がひどいため皆伐・再造林ができない、とする組合がかなりあることに留意する必要がある。

地域別には、近畿、四国、東海が深刻な状況にある。特に状況の深刻な「再造林困難な地区」のある組合における獣害の内容として大半の組合でシカによる食害が挙げられたほか、イノシシ、ノウサギ、カモシカ、サルなどの被害を受けている組合もみられた。

獣害対策は「森林外周への防護用柵やネットの設置」「単木防護」「薬剤の散布・塗布」等であるが、外周の防護では破損箇所から侵入の可能性が残り、単木防護は費用が高額である一方で、薬剤は時間の経過で効果が薄れる等の問題があり、決め手に欠ける。

第4図 獣害対策費用の分布 (2013年度)



(注) 1 横棒グラフの右側の記載は、該当組合における実施事項と組合数(カッコ内)。
2 回答組合数は37。

おわりに

今回の調査では、「GIS(地理情報システム)を核とする森林情報管理のデジタル化」についても取り上げ、情報蓄積や業務活用・流通での課題やメンテナンス費用負担への不安も認められた。また、様々な「有利販売への組合の取組み」の動向も取り上げた。

組合経営には、それらを含む様々な要因が影響するが、今回対象の13年度の収支改善が一過性なのか趨勢的なのかについては、景気、為替動向、素材生産量その他の要因とともに、さらなる分析が必要である。

他方、木質バイオマスを巡る木材需給の

先行きへの懸念が聞かれたことは注目される。木質バイオマスの事業は皆伐と再造林にも影響する可能性がある。そして、皆伐と再造林は、持続可能な森林経営の維持にも影響を及ぼす。そこには、組合の収支に影響する様々な要因と併せて、大径材の需要動向や苗木の価格推移、原木仕訳の在り方など、様々な要因が絡み合う。そのなかで、再造林にとって獣害の被害対策が意味を持つことを、今回調査結果は示してもいる。そうした隘路を検証し、健全な発展に向けた阻害要因への着実な対応が求められる。

(たしろ まさゆき)



発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2014

A4版 約193頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794

発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2014年12月



統計資料

目次

| | |
|---|------|
| 1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く) | (59) |
| 2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く) | (59) |
| 3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く) | (59) |
| 4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く) | (60) |
| 5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定 | (60) |
| 6. 農業協同組合 主要勘定 | (60) |
| 7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定 | (62) |
| 8. 漁業協同組合 主要勘定 | (62) |
| 9. 金融機関別預貯金残高 | (63) |
| 10. 金融機関別貸出金残高 | (64) |

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (3233) 7746
FAX 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

| 年月日 | 預金 | 発行債券 | その他 | 現金 預け金 | 有価証券 | 貸出金 | その他 | 貸借共通 合計 |
|----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 2010. 3 | 38,885,629 | 5,611,743 | 23,457,306 | 1,932,159 | 43,991,315 | 12,844,462 | 9,186,742 | 67,954,678 |
| 2011. 3 | 40,661,354 | 5,421,664 | 22,763,139 | 1,437,984 | 43,057,724 | 13,704,296 | 10,646,153 | 68,846,157 |
| 2012. 3 | 43,181,924 | 5,125,655 | 21,885,993 | 566,675 | 45,646,662 | 14,307,646 | 9,672,589 | 70,193,572 |
| 2013. 3 | 47,195,661 | 4,619,200 | 27,134,631 | 3,124,882 | 50,070,058 | 15,672,157 | 10,082,395 | 78,949,492 |
| 2014. 3 | 49,489,134 | 4,037,577 | 26,824,774 | 4,772,333 | 52,900,735 | 16,676,792 | 6,001,625 | 80,351,485 |
| 2014. 10 | 50,971,963 | 3,769,455 | 29,389,946 | 9,638,396 | 52,056,373 | 17,153,066 | 5,283,529 | 84,131,364 |
| 11 | 51,465,994 | 3,727,381 | 31,719,834 | 6,098,948 | 55,442,838 | 18,320,152 | 7,051,271 | 86,913,209 |
| 12 | 52,197,490 | 3,690,975 | 33,227,692 | 6,368,725 | 56,659,742 | 19,250,488 | 6,837,202 | 89,116,157 |
| 2015. 1 | 52,505,391 | 3,648,885 | 31,060,309 | 6,034,814 | 55,907,620 | 19,274,363 | 5,997,788 | 87,214,585 |
| 2 | 52,452,809 | 3,606,696 | 31,578,215 | 6,411,751 | 56,575,364 | 19,109,773 | 5,540,832 | 87,637,720 |
| 3 | 53,161,306 | 3,564,315 | 34,654,333 | 6,253,774 | 59,737,736 | 18,989,407 | 6,399,037 | 91,379,954 |

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2015年3月末現在

(単位 百万円)

| 団体別 | 定期預金 | 通知預金 | 普通預金 | 当座預金 | 別段預金 | 公金預金 | 計 |
|-----------|-------------------|---------------|------------------|---------------|------------------|---------------|-------------------|
| 農業団体 | 45,506,983 | - | 660,624 | 153 | 148,514 | - | 46,316,274 |
| 水産団体 | 1,529,089 | - | 80,083 | 1 | 10,813 | - | 1,619,987 |
| 森林団体 | 1,527 | - | 6,693 | 2 | 6 | - | 8,228 |
| その他会員 | 1,655 | - | 3,694 | - | - | - | 5,349 |
| 会員計 | 47,039,254 | - | 751,094 | 156 | 159,334 | - | 47,949,838 |
| 会員以外の者計 | 283,125 | 54,722 | 375,306 | 86,389 | 4,394,157 | 17,770 | 5,211,468 |
| 合計 | 47,322,378 | 54,722 | 1,126,400 | 86,545 | 4,553,490 | 17,770 | 53,161,306 |

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。
2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 324,883百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2015年3月末現在

(単位 百万円)

| 団体別 | 証書貸付 | 手形貸付 | 当座貸越 | 割引手形 | 計 | |
|-----------|-------------------|----------------|------------------|--------------|-------------------|---------|
| 系統団体等 | 農業団体 | 39,446 | 88,627 | 95,665 | - | 223,738 |
| | 開拓団体 | 40 | 12 | - | - | 52 |
| | 水産団体 | 7,892 | 4,528 | 6,110 | 20 | 18,551 |
| | 森林団体 | 2,128 | 5,665 | 3,549 | 26 | 11,367 |
| | その他会員 | 126 | 40 | 20 | - | 186 |
| | 会員小計 | 49,632 | 98,873 | 105,344 | 46 | 253,894 |
| | その他系統団体等小計 | 59,902 | 18,806 | 41,903 | - | 120,610 |
| 計 | 109,534 | 117,679 | 147,247 | 46 | 374,504 | |
| 関連産業 | 2,577,527 | 59,275 | 1,043,105 | 3,186 | 3,683,094 | |
| その他 | 14,786,478 | 5,408 | 139,923 | - | 14,931,809 | |
| 合計 | 17,473,539 | 182,362 | 1,330,275 | 3,231 | 18,989,407 | |

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

| 年月末 | 預 金 | | | 譲渡性預金 | 発行債券 |
|----------|-----------|------------|------------|--------|-----------|
| | 当座性 | 定期性 | 計 | | |
| 2014. 10 | 4,733,058 | 46,238,905 | 50,971,963 | - | 3,769,455 |
| 11 | 4,955,018 | 46,510,976 | 51,465,994 | 8,100 | 3,727,381 |
| 12 | 5,327,683 | 46,869,807 | 52,197,490 | - | 3,690,975 |
| 2015. 1 | 5,630,940 | 46,874,451 | 52,505,391 | - | 3,648,885 |
| 2 | 5,510,689 | 46,942,120 | 52,452,809 | - | 3,606,696 |
| 3 | 5,822,559 | 47,338,747 | 53,161,306 | 28,000 | 3,564,315 |
| 2014. 3 | 5,931,458 | 43,557,676 | 49,489,134 | 22,000 | 4,037,577 |

(借 方)

| 年月末 | 現金 | 預け金 | 有 価 証 券 | | 商品有価証券 | 買入手形 | 手形貸付 |
|----------|---------|-----------|------------|------------|--------|------|---------|
| | | | 計 | うち国債 | | | |
| 2014. 10 | 47,291 | 9,591,105 | 52,056,373 | 13,163,337 | 1,076 | - | 181,953 |
| 11 | 50,095 | 6,048,853 | 55,442,838 | 13,133,478 | 64 | - | 182,245 |
| 12 | 48,110 | 6,320,615 | 56,659,742 | 13,133,478 | 52 | - | 187,796 |
| 2015. 1 | 40,699 | 5,994,114 | 55,907,620 | 13,454,136 | 1,123 | - | 184,474 |
| 2 | 69,157 | 6,342,593 | 56,575,364 | 13,457,184 | 1,582 | - | 196,929 |
| 3 | 125,387 | 6,128,386 | 59,737,736 | 13,770,207 | 2,572 | - | 182,361 |
| 2014. 3 | 100,638 | 4,671,694 | 52,900,735 | 14,051,062 | 6,082 | - | 169,329 |

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

| 年月末 | 貸 金 | | 譲渡性貯金 | 借 入 金 | 出 資 金 |
|---------|------------|------------|-----------|---------|-----------|
| | 計 | うち定期性 | | | |
| 2014. 9 | 57,429,492 | 56,273,962 | 1,021,791 | 898,044 | 1,787,228 |
| 10 | 57,643,508 | 56,380,866 | 1,154,425 | 898,044 | 1,787,228 |
| 11 | 57,821,189 | 56,510,358 | 1,177,511 | 898,044 | 1,787,228 |
| 12 | 58,706,432 | 57,165,186 | 1,073,218 | 898,044 | 1,787,228 |
| 2015. 1 | 58,231,584 | 57,045,264 | 1,144,613 | 898,044 | 1,787,228 |
| 2 | 58,340,681 | 57,052,207 | 1,141,597 | 898,044 | 1,787,262 |
| 2014. 2 | 55,993,600 | 54,610,293 | 1,065,953 | 947,176 | 1,745,816 |

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。
3 2015年3月末値は、7月号に掲載予定。

6. 農 業 協 同 組

| 年月末 | 貸 金 | | | 方 借 入 金 | |
|---------|------------|------------|------------|---------|---------|
| | 当座性 | 定期性 | 計 | 計 | うち信用借入金 |
| 2014. 9 | 29,103,820 | 63,984,438 | 93,088,258 | 523,599 | 347,269 |
| 10 | 29,768,420 | 63,633,741 | 93,402,161 | 536,380 | 358,667 |
| 11 | 29,646,957 | 63,996,464 | 93,643,421 | 513,489 | 334,995 |
| 12 | 29,964,425 | 64,674,608 | 94,639,033 | 491,248 | 319,574 |
| 2015. 1 | 29,523,096 | 64,605,003 | 94,128,099 | 500,371 | 331,631 |
| 2 | 30,102,914 | 64,173,205 | 94,276,119 | 494,031 | 326,677 |
| 2014. 2 | 29,169,097 | 62,916,495 | 92,085,592 | 514,462 | 345,441 |

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

| コールマネー | 受 託 金 | 資 本 金 | そ の 他 | 貸 方 合 計 |
|---------|-----------|-----------|------------|------------|
| 692,932 | 3,721,669 | 3,425,909 | 21,549,436 | 84,131,364 |
| 707,819 | 3,536,156 | 3,425,909 | 24,041,850 | 86,913,209 |
| 475,000 | 4,342,037 | 3,425,909 | 24,984,746 | 89,116,157 |
| 655,000 | 3,539,582 | 3,425,909 | 23,439,818 | 87,214,585 |
| 679,000 | 3,566,539 | 3,425,909 | 23,906,767 | 87,637,720 |
| 475,000 | 2,612,780 | 3,425,909 | 28,112,644 | 91,379,954 |
| 485,290 | 2,950,795 | 3,425,909 | 19,940,780 | 80,351,485 |

| 貸 出 金 | | | | コ ー ル ロ ー ン | そ の 他 | 借 方 合 計 |
|------------|-----------|---------|------------|----------------|-----------|------------|
| 証 書 貸 付 | 当 座 貸 越 | 割 引 手 形 | 計 | | | |
| 15,694,343 | 1,273,959 | 2,809 | 17,153,066 | 562,505 | 4,719,948 | 84,131,364 |
| 16,806,034 | 1,328,677 | 3,194 | 18,320,152 | 1,076,931 | 5,974,276 | 86,913,209 |
| 17,727,284 | 1,331,974 | 3,432 | 19,250,488 | 469,499 | 6,367,651 | 89,116,157 |
| 17,802,146 | 1,284,511 | 3,230 | 19,274,363 | 1,042,220 | 4,954,446 | 87,214,585 |
| 17,610,010 | 1,299,372 | 3,461 | 19,109,773 | 751,482 | 4,787,769 | 87,637,720 |
| 17,473,538 | 1,330,275 | 3,231 | 18,989,407 | 485,154 | 5,911,312 | 91,379,954 |
| 15,100,028 | 1,402,833 | 4,601 | 16,676,792 | 520,849 | 5,474,695 | 80,351,485 |

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

| 現 金 | 借 方 | | | | | | |
|--------|------------|------------|----------------|-----------|------------|-----------|----------------------|
| | 預 け 金 | | コ ー ル ロ ー ン | 金 銭 の 信 託 | 有 価 証 券 | 貸 出 金 | |
| | 計 | う ち 系 統 | | | | 計 | う ち 金 融 機 関 貸 付 金 |
| 55,704 | 36,494,899 | 36,407,237 | 5,000 | 503,350 | 16,894,546 | 6,728,483 | 1,584,546 |
| 53,923 | 36,536,946 | 36,461,875 | 13,000 | 510,861 | 16,878,983 | 6,825,070 | 1,553,856 |
| 59,387 | 36,775,000 | 36,704,692 | 35,000 | 508,541 | 16,967,704 | 6,780,240 | 1,548,538 |
| 88,710 | 37,498,161 | 37,426,505 | 21,000 | 514,297 | 17,045,284 | 6,853,149 | 1,588,231 |
| 62,724 | 36,919,539 | 36,867,527 | 7,000 | 502,597 | 17,372,261 | 6,800,229 | 1,559,667 |
| 56,919 | 37,011,160 | 36,959,356 | 10,000 | 504,897 | 17,550,378 | 6,821,989 | 1,586,430 |
| 56,377 | 34,615,080 | 34,537,994 | 9,000 | 419,086 | 17,703,334 | 6,815,214 | 1,565,439 |

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

| 現 金 | 借 方 | | | | | | | 報 告 組 合 数 |
|---------|------------|------------|---------------------|-----------|------------|----------------------|-----|--------------|
| | 預 け 金 | | 有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託 | | 貸 出 金 | | | |
| | 計 | う ち 系 統 | 計 | う ち 国 債 | 計 | う ち 公 庫 (農) 貸 付 金 | | |
| 398,353 | 66,755,985 | 66,507,929 | 4,326,642 | 1,724,860 | 22,764,503 | 197,649 | 697 | |
| 386,942 | 67,084,006 | 66,858,662 | 4,278,731 | 1,688,433 | 22,745,459 | 198,097 | 697 | |
| 404,070 | 67,300,096 | 67,068,962 | 4,249,933 | 1,682,701 | 22,736,407 | 197,378 | 697 | |
| 474,169 | 68,335,451 | 68,110,812 | 4,232,749 | 1,682,324 | 22,604,210 | 186,531 | 697 | |
| 407,838 | 67,803,397 | 67,582,801 | 4,257,237 | 1,723,721 | 22,577,222 | 185,574 | 697 | |
| 381,430 | 67,982,507 | 67,754,630 | 4,309,554 | 1,777,509 | 22,597,562 | 184,384 | 694 | |
| 384,198 | 65,255,685 | 64,995,591 | 4,484,948 | 1,739,198 | 22,930,192 | 194,440 | 705 | |

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

| 年月末 | 貸 方 | | | | 借 方 | | | | | |
|----------|-----------|-----------|-------|--------|--------|-----------|-----------|---------|---------|--|
| | 貯 金 | | 借 用 金 | 出 資 金 | 現 金 | 預 け 金 | | 有 証 価 券 | 貸 出 金 | |
| | 計 | うち定期性 | | | | 計 | うち系統 | | | |
| 2014. 12 | 2,259,254 | 1,593,126 | 9,024 | 55,987 | 15,677 | 1,663,339 | 1,638,807 | 103,591 | 527,144 | |
| 2015. 1 | 2,251,958 | 1,590,550 | 9,024 | 55,984 | 16,685 | 1,663,889 | 1,642,827 | 102,484 | 519,027 | |
| 2 | 2,241,737 | 1,560,295 | 9,024 | 56,002 | 15,638 | 1,656,943 | 1,635,209 | 102,334 | 516,382 | |
| 3 | 2,245,358 | 1,545,304 | 8,524 | 55,903 | 16,199 | 1,681,139 | 1,657,307 | 102,651 | 501,959 | |
| 2014. 3 | 2,155,354 | 1,448,844 | 9,087 | 55,883 | 15,523 | 1,548,152 | 1,519,448 | 112,474 | 528,679 | |

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

| 年月末 | 貸 方 | | | | | 借 方 | | | | | | 報 告 組 合 数 |
|----------|---------|---------|---------|-------------|------------|-------|---------|---------|-------|---------|---------------|--------------|
| | 貯 金 | | 借 入 金 | | 払込済 出資金 | 現 金 | 預 け 金 | | 有 証 券 | 貸 出 金 | | |
| | 計 | うち定期性 | 計 | うち信用 借入金 | | | 計 | うち系統 | | 計 | うち公庫 (農)資金 | |
| 2014. 10 | 851,702 | 479,351 | 111,547 | 83,942 | 114,152 | 6,376 | 835,163 | 826,247 | 400 | 191,445 | 10,763 | 113 |
| 11 | 838,895 | 461,666 | 105,159 | 79,344 | 113,868 | 6,510 | 827,939 | 818,723 | 400 | 185,471 | 9,726 | 110 |
| 12 | 825,032 | 451,662 | 98,353 | 73,934 | 112,923 | 6,558 | 804,036 | 795,728 | 400 | 177,526 | 9,372 | 106 |
| 2015. 1 | 808,303 | 448,234 | 97,335 | 73,274 | 113,584 | 6,292 | 793,581 | 784,600 | 400 | 176,545 | 9,302 | 106 |
| 2014. 1 | 857,828 | 494,547 | 112,788 | 86,789 | 118,046 | 6,927 | 829,463 | 821,531 | 566 | 202,572 | 10,841 | 128 |

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

| | | 農 協 | 信 農 連 | 都市銀行 | 地方銀行 | 第二地方銀行 | 信用金庫 | 信用組合 | |
|--------------------------------------|-----------|----------|-------------|-------------|-----------|-----------|-----------|---------|--------|
| 残 | 2011. 3 | 223,241 | 53,591 | 1,741,986 | 1,571,088 | 436,880 | 637,551 | 94,151 | |
| | 2012. 3 | 219,823 | 53,451 | 1,741,033 | 1,613,184 | 444,428 | 637,888 | 94,761 | |
| | 2013. 3 | 215,438 | 54,086 | 1,768,869 | 1,665,845 | 448,507 | 636,876 | 95,740 | |
| | | | | | | | | | |
| | 高 | 2014. 3 | 213,500 | 52,736 | 1,812,210 | 1,716,277 | 457,693 | 644,792 | 97,684 |
| | | 4 | 212,619 | 51,743 | 1,791,155 | 1,704,237 | 451,656 | 639,727 | 97,109 |
| | | 5 | 213,342 | 51,989 | 1,783,978 | 1,717,345 | 453,225 | 642,409 | 97,260 |
| | | 6 | 212,933 | 51,568 | 1,796,135 | 1,716,873 | 454,404 | 642,032 | 97,277 |
| | | 7 | 213,135 | 51,621 | 1,781,010 | 1,722,018 | 454,494 | 642,909 | 97,579 |
| | | 8 | 212,867 | 51,916 | 1,779,977 | 1,729,609 | 456,093 | 644,686 | 97,935 |
| | | 9 | 211,773 | 51,440 | 1,798,698 | 1,740,914 | 461,858 | 649,748 | 98,615 |
| | | 10 | 211,602 | 52,712 | 1,794,560 | 1,736,817 | 458,189 | 646,682 | 98,557 |
| 11 | | 211,516 | 52,317 | 1,804,001 | 1,746,335 | 460,911 | 649,429 | 98,793 | |
| 12 | | 210,344 | 52,649 | 1,817,060 | 1,767,492 | 467,258 | 655,858 | 99,587 | |
| 2015. 1 | | 210,070 | 52,405 | 1,804,010 | 1,764,893 | 463,907 | 652,257 | 99,347 | |
| 2 | | 210,123 | 52,356 | 1,804,276 | 1,769,186 | 464,097 | 652,728 | 99,543 | |
| 3 | P 210,446 | P 52,078 | P 1,883,067 | P 1,788,695 | P 474,897 | P 658,540 | P 100,317 | | |
| 前 年 同 月 比 増 減 率 | 2011. 3 | △1.6 | △4.2 | △3.1 | 1.7 | 0.9 | △0.6 | 0.1 | |
| | 2012. 3 | △1.5 | △0.3 | △0.1 | 2.7 | 1.7 | 0.1 | 0.6 | |
| | 2013. 3 | △2.0 | 1.2 | 1.6 | 3.3 | 0.9 | △0.2 | 1.0 | |
| | | | | | | | | | |
| | 2014. 3 | △0.9 | △2.5 | 2.5 | 3.0 | 2.0 | 1.2 | 2.0 | |
| | 4 | △0.7 | △2.3 | 2.5 | 3.5 | 2.4 | 1.7 | 2.5 | |
| | 5 | △0.9 | △1.3 | 2.4 | 3.9 | 2.8 | 2.2 | 2.5 | |
| | 6 | △1.1 | △1.9 | 1.6 | 3.5 | 2.4 | 1.7 | 2.2 | |
| | 7 | △1.2 | △1.4 | 0.6 | 3.6 | 2.6 | 1.9 | 2.4 | |
| | 8 | △1.4 | △1.8 | 0.5 | 3.6 | 2.9 | 1.9 | 2.6 | |
| | 9 | △1.4 | △2.0 | 0.7 | 3.5 | 2.8 | 2.0 | 2.6 | |
| | 10 | △1.4 | △1.7 | 1.5 | 3.7 | 2.9 | 1.9 | 2.7 | |
| 11 | △1.4 | △1.8 | 1.2 | 3.6 | 3.0 | 2.0 | 2.6 | | |
| 12 | △1.5 | △1.2 | 0.9 | 3.8 | 3.2 | 2.0 | 2.7 | | |
| 2015. 1 | △1.4 | △0.8 | 0.5 | 4.1 | 3.4 | 2.3 | 2.8 | | |
| 2 | △1.4 | △0.3 | 0.7 | 4.2 | 3.3 | 2.4 | 3.0 | | |
| 3 | P △1.4 | P △1.2 | P 3.9 | P 4.2 | P 3.8 | P 2.1 | P 2.7 | | |

(注) 1 表9 (注) に同じ。
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取り組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取り組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取り組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取り組みに少しでも貢献できれば幸いです。

(2015年5月20日現在、掲載情報タイトル1,860件 [関係する掲載データ3,020件])

- 農中総研では、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている、東日本大震災に関する情報を受け付けております。
冊子の保存期限の到来、ホームページの更改や公開データ保存容量等、何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら、ご相談ください。

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a search bar and navigation links. The main content area features a large heading and a brief introduction. Below this, there are four main categories: '被災状況' (Disaster Status), '支援活動' (Support Activities), '復旧・復興への取り組み' (Recovery and Revival Efforts), and '原発関連' (Nuclear Power Related). The bottom of the page includes a footer with contact information and social media links.

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 農林中金総合研究所
FAX 03-3233-7791
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2015年6月号第68巻第6号〈通巻832号〉6月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7791

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社